

赤磐市国土強靱化地域計画

令和8年3月

赤磐市

第1章 計画見直しの主旨及び計画の位置付け	1
1. 計画見直しの主旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	2
4. 地域計画と地域防災計画との関係	2
5. 計画策定の手順	3
第2章 基本的な考え方	4
1. 基本方針	4
2. 基本目標	6
3. 事前に備えるべき目標	6
第3章 概況及び想定される災害リスク	7
1. 概況	7
2. 想定される災害リスク	15
3. 対象とする災害	27
第4章 脆弱性の評価	29
1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	29
2. 施策分野の設定	31
3. 脆弱性の評価結果	31
第5章 施策の推進方針	53
1. 施策分野ごとの推進方針	53
2. 施策の重点化	66
第6章 計画の推進と進捗管理	68
1. 計画の推進	68
2. 計画の進捗管理と見直し	68

第1章

計画見直しの主旨及び計画の位置付け

1. 計画見直しの主旨

平成23（2011）年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災・減災や迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成25（2013）年12月に公布・施行され、平成26（2014）年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備され、一丸となって取組を推進してきた。

さらに、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、国土強靱化実施中期計画に関する規定及び国土強靱化推進会議に関する規定を設ける等の必要があることから、令和5年6月に基本法の改正、7月に基本計画の見直しが行われた。

本市においても、台風の大型化や集中豪雨の多発化等による河川の氾濫、土砂災害、都市部での内水氾濫などに加え、今後30年以内に80%程度の確率で発生すると想定されている南海トラフ地震による大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、国の動きに合わせて強靱化への取組を進めることとし、令和3（2021）年1月に「赤磐市国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、同計画に基づき、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、災害に強い地域社会づくりを進めてきた。

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。赤磐市においても、「平成30年7月豪雨」により甚大な被害が発生しており、これまでにほとんど経験したことのない規模の災害が発生している。

全国的にみても令和6年能登半島地震では、甚大な被害が発生し、多くの人命や財産が犠牲となった。高齢化・過疎化が進む半島地域における厳冬期の災害という、厳しい条件が幾重にも重なった災害であったが、このような災害にも強くしなやかに対応し、激甚化・頻発化する自然災害から市民の生命・財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく取組を推進するなど、国土強靱化施策の加速化・深化を図っていく必要がある。

こうした基本計画の見直しや近年の災害から得られた教訓に加え、災害時の感染症対策等を踏まえ、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）や、地域計画の進捗管理に活用する指標及び目標を改めて定めるなど、地域計画の見直しを行い、本市における強靱化をさらに推進していくこととする。

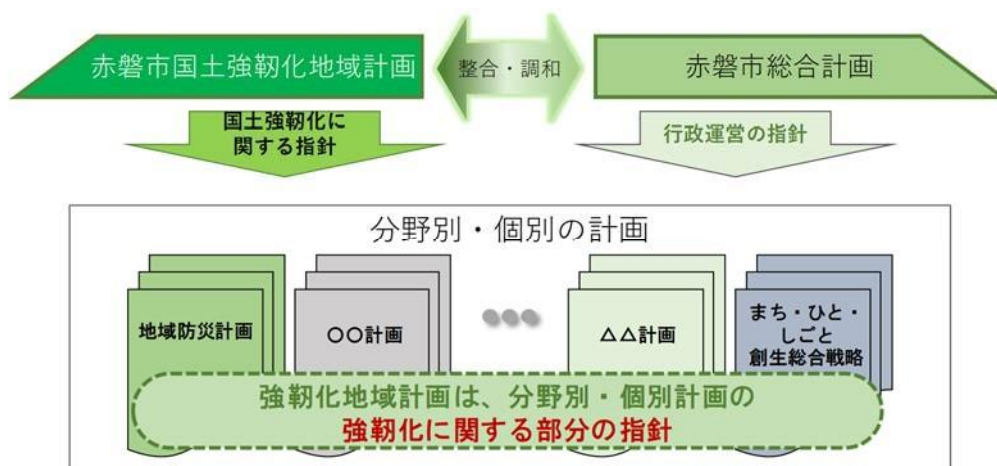
2. 計画の位置付け

基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、赤磐市総合計画との整合・調和を図りながら、地域の強靱化に係る赤磐市の個別計画等の指針として定めるものである。

第13条 国土強靱化地域計画

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化基本法（内閣官房）より抜粋



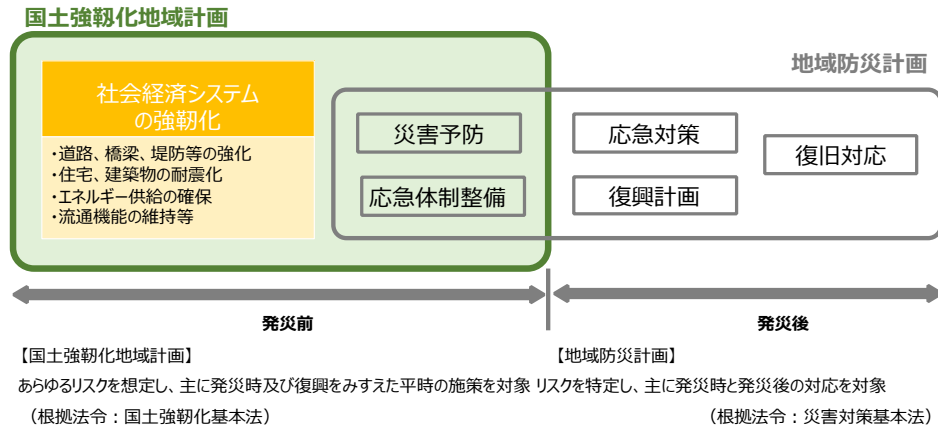
3. 計画期間

計画内容は、赤磐市総合計画との調和を図りつつ、岡山県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）との整合を図るため、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までとする。

4. 地域計画と地域防災計画との関係

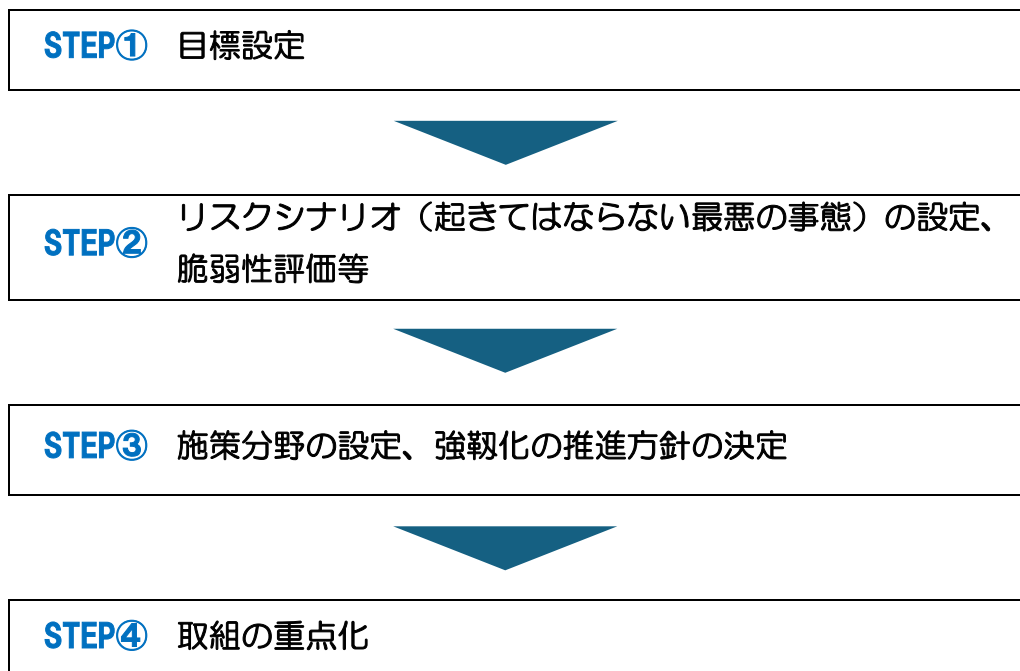
地域計画は、あらゆる災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため事前に取組むべき具体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることが基本となる。地域計画と地域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに併せた施策	—
施策の重点化	○	—



5. 計画の策定手順

本計画は、国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、以下のSTEP1～4により策定を行います。



第2章

基本的な考え方

1. 基本方針

国土強靱化は、国・地方のリスクマネジメントであり、PDCAサイクル（P5参照）を繰り返すことによる取組推進を基本とする。検討・取組の特徴としては、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や、国土利用・社会経済システムの現状のどこに問題があるかを知る「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。よって、以下の基本的な方針をもとに、地域計画を策定する。

● 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-Based Policy Making（根拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的視野を持って計画的に取り組めます。
- ③ 災害に強いまちづくりを進めることにより、本市の活力を高め、経済の持続的な成長につなげるとともに、地域間の連携を強化する視点を持ちます。
- ④ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

● 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、官と民が連携するとともに、役割分担して取り組むこと。
- ③ 防災・減災等の取組が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用されるよう工夫すること。

● 効率的な施策の推進

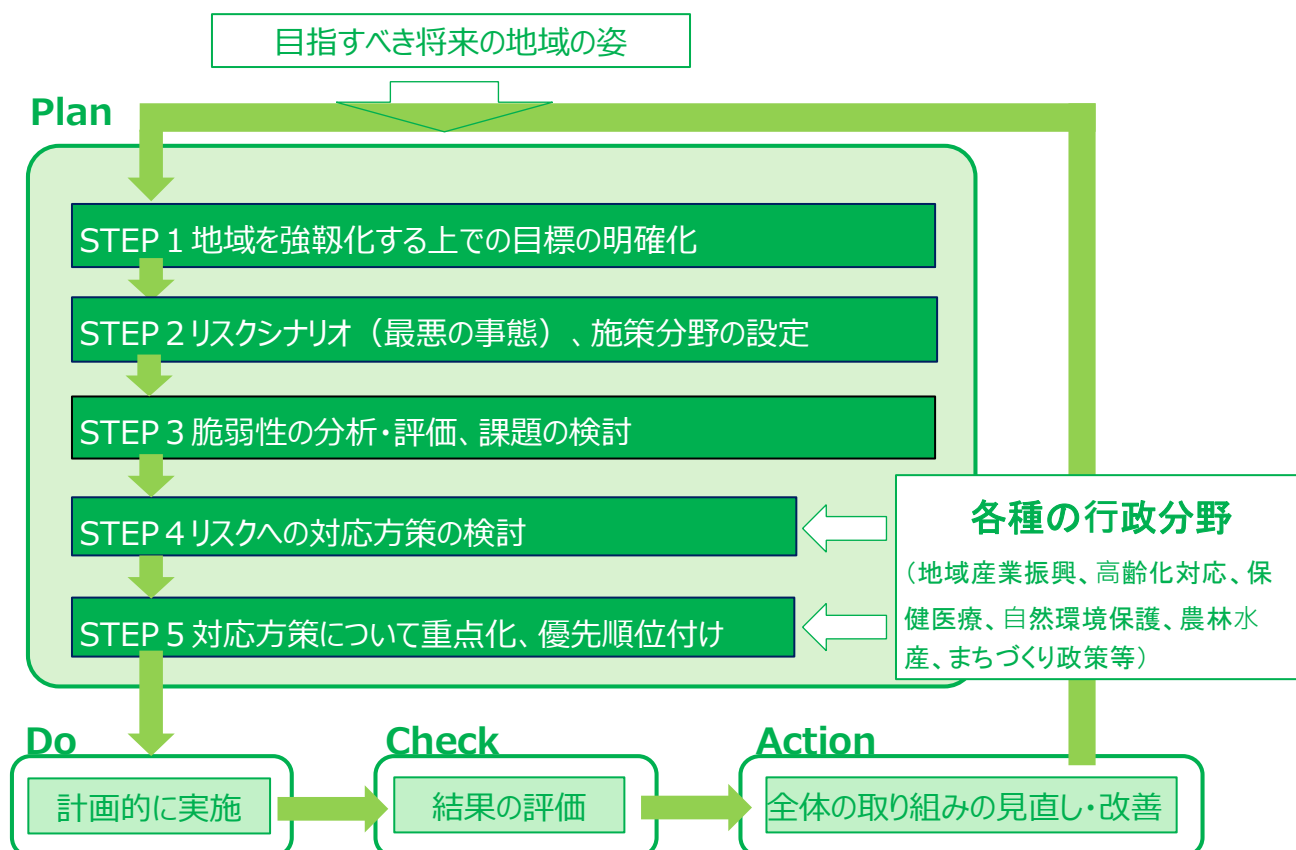
- ① 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 限られた資金を有効に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ④ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑤ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑥ デジタル等新技術を積極的に活用すること。

● 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
 - ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等を十分配慮して施策を講じること
 - ③ 地域特性に応じ、環境との調和及び景観の維持に配慮し、自然との共生を図ること
- なお、地域計画策定にあたっては、基本計画や県地域計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくこととする。

計画の策定とPDCAサイクルによる推進



2. 基本目標

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章

概況及び想定される災害リスク

1. 概況

位置・地勢

赤磐市は、県の南東部に位置し、東部に吉井川が流れ、中央から南部の平野には市街地と田園地帯が広がり、北部から東部にかけては丘陵地となっている。気候は、瀬戸内式気候に属し、年間を通じて温暖で比較的晴天が多く、積雪も少ない自然条件に恵まれた地域である。総面積は209.36 km²であり、県土の約2.9%を占める。

人口・世帯数

国勢調査による人口及び世帯数は（令和2年）は、それぞれ42,661人、16,439世帯である。

人口及び世帯数の推移（単位：人、世帯）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	43,011	43,813	43,913	43,458	43,214	42,661
世帯数	12,871	13,871	14,749	15,274	15,730	16,439

資料：国勢調査

災害履歴

【山陽地域】

災害発生年月日	災害の種類	災害の内容
昭和22年4月6日	山林火災	和田共有林・鳥取上村・高陽村・西山村の国有林16町歩
昭和51年9月8日～9月12日	大雨災害	9日夜～11日にかけて、台風17号による豪雨のため砂川が増水し、一の部川、こぶ川、十七川、佐古田川、両宮川が氾濫、家屋の浸水、道路、河川の破損、ため池の破損、山崩れ、水田の冠水など大きな被害を受けた。
昭和54年6月30日	大雨災害	26日～30日にかけて、梅雨前線が刺激され、206mmの降水量があり、家屋の一部破損、道路、河川、ため池の破損、山崩れなどの被害を受けた。
昭和54年10月19日	大雨災害	18日～19日にかけて台風20号による豪雨（216mm）のため、砂川が増水し、一の部川、こぶ川、十七川、佐古田川、両宮川が氾濫、家屋の浸水、道路、河川、ため池の破損、山崩れ、田畑の冠水など大きな被害を受けた。

昭和 55 年 8 月 31 日	大雨災害	30 日～31 日にかけての集中豪雨のため、砂川、一の部川、大谷川が破損し、又、十七川、深田川、こぶ川が氾濫し、家屋の浸水、道路、河川、ため池の破損、山崩れ、田畑の冠水など大きな被害を受けた。
平成 2 年 9 月 19 日	大雨災害	18 日～19 日にかけて台風 19 号による豪雨（324 mm）のため、砂川が増水し、一の部川、こぶ川、佐古田川、大谷川が氾濫、家屋の浸水、道路、河川、ため池の破損、山崩れ、田畑の冠水など大きな被害を受けた。

【赤坂地域】

発生時期	被害状況																				
昭和 47 年 7 月	<p>10 日夜半から 11 日にかけて豪雨に見舞われ、河川の氾濫が各所に起こり、家屋の浸水、田畑の冠水、埋没、道路や水路の破損など大きな被害を受けた。</p> <table border="1"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>3 戸</td> <td>床下浸水</td> <td>28 戸</td> </tr> <tr> <td>道路決壊</td> <td>298 か所</td> <td>橋梁流失</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>田畑流失埋没</td> <td>4ha</td> <td>水路決壊</td> <td>59 か所</td> </tr> <tr> <td>田畑冠水</td> <td>48ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	床上浸水	3 戸	床下浸水	28 戸	道路決壊	298 か所	橋梁流失	1 か所	田畑流失埋没	4ha	水路決壊	59 か所	田畑冠水	48ha						
床上浸水	3 戸	床下浸水	28 戸																		
道路決壊	298 か所	橋梁流失	1 か所																		
田畑流失埋没	4ha	水路決壊	59 か所																		
田畑冠水	48ha																				
昭和 51 年 9 月	<p>台風 17 号は、10 日 21 時から 12 日 9 時に至る 36 時間の間、九州南西海上で停滞し 13 日 1 時 40 分長崎市付近に上陸するまで大型で強い勢力を保っていた。特に、台風が九州南西海上で長時間停滞したため、台風に伴う暖湿気流が瀬戸内東部に停滞していた前線を刺激し、記録的な豪雨となった。このため、全県的に各種被害が大規模に発生し、なかでも県南東部及び南西部が最も被害が激しかった。</p> <table border="1"> <tr> <td>死者</td> <td>1 名</td> <td>全壊</td> <td>1 戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>35 戸</td> <td>一部損壊</td> <td>23 戸</td> </tr> <tr> <td>田畑冠水</td> <td>40ha</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	死者	1 名	全壊	1 戸	床下浸水	35 戸	一部損壊	23 戸	田畑冠水	40ha										
死者	1 名	全壊	1 戸																		
床下浸水	35 戸	一部損壊	23 戸																		
田畑冠水	40ha																				
昭和 54 年 10 月	<p>18 日から降り始めた台風 20 号による雨は、19 日未明から強く降り始め、明け方には時間雨量 40 mm を記録し、総雨量は 243 mm に達した。このため、砂川を中心として中小河川が増水氾濫し、未曾有の大被害を受けた。</p> <table border="1"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>28 戸</td> <td>床下浸水</td> <td>238 戸</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>3 戸</td> <td>倉庫流失</td> <td>1 戸</td> </tr> <tr> <td>ため池決壊</td> <td>2 か所</td> <td>橋梁流失</td> <td>15 か所</td> </tr> <tr> <td>道路破損</td> <td>115 か所</td> <td>河川破損</td> <td>87 か所</td> </tr> <tr> <td>水路決壊</td> <td>165 か所</td> <td>田畑冠水</td> <td>418ha</td> </tr> </table>	床上浸水	28 戸	床下浸水	238 戸	一部損壊	3 戸	倉庫流失	1 戸	ため池決壊	2 か所	橋梁流失	15 か所	道路破損	115 か所	河川破損	87 か所	水路決壊	165 か所	田畑冠水	418ha
床上浸水	28 戸	床下浸水	238 戸																		
一部損壊	3 戸	倉庫流失	1 戸																		
ため池決壊	2 か所	橋梁流失	15 か所																		
道路破損	115 か所	河川破損	87 か所																		
水路決壊	165 か所	田畑冠水	418ha																		
昭和 55 年 8 月	<p>28 日から断続的に降っていた雨は、31 日朝、台風 12 号くすれの低気圧通過に伴い、次第に強くなり、10 時から 11 時にかけて時間雨量 33 mm を記録した。このため、町内各地で河川氾濫、崖崩れなど被害が多発した。</p> <table border="1"> <tr> <td>床下浸水</td> <td>47 戸</td> <td>道路破損</td> <td>143 か所</td> </tr> <tr> <td>河川・水路破損</td> <td>206 か所</td> <td>田畑冠水</td> <td>26.1ha</td> </tr> <tr> <td>山崩</td> <td>15 か所</td> <td>ため池破損</td> <td>14 か所</td> </tr> </table>	床下浸水	47 戸	道路破損	143 か所	河川・水路破損	206 か所	田畑冠水	26.1ha	山崩	15 か所	ため池破損	14 か所								
床下浸水	47 戸	道路破損	143 か所																		
河川・水路破損	206 か所	田畑冠水	26.1ha																		
山崩	15 か所	ため池破損	14 か所																		

平成2年9月	中国地方に停滞していた秋雨前線と、台風 19 号の強い雨域の影響を受け、17 日から 20 日にかけて、県南東部、県北部を中心に大雨が降り、特に、県南東部に大きな被害をもたらした。赤坂町でも総雨量は 315 mm、時間最大降雨量は 36 mm を記録、河川の氾濫、土砂崩れ等が相次いだ。			
	全壊	1 戸	床下浸水	17 戸
	一部損壊	1 戸	農地被害	10.17ha
	農業用施設被害	138 か所		

【熊山地域】

発生時期	被害状況			
昭和 36 年 10 月	26 日夜半から 27 日朝にかけて、猛烈な豪雨に見舞われ、その雨量は、短時間に 150 mm 降り、このため山崩れ及び河川の氾濫が各所に起こり、家屋の浸水、田畑の冠水、埋没、道路や水路の破損など大きな被害を受けた。			
	床上浸水	3 戸	床下浸水	6 戸
	道路決壊	20 か所	橋梁流失	4 か所
	護岸決壊	3 か所	水路決壊	7 か所
	田畑流失埋没	0.7ha	水稻冠水	100ha
	減収見込	約 1,000 俵		
昭和 37 年 7 月	1 日から 5 日にかけて、梅雨前線の影響により集中豪雨となり、河川が氾濫し、被害を受けた。			
	床下浸水	10 戸	護岸決壊	3 か所
	水稻冠水	0.7ha		
昭和 47 年 7 月	10 日夕方から 11 日朝にかけて、豪雨に見舞われ、小野田川の増水及び吉井川の増水による逆流が 11 日から 12 日にかけて起こり、家屋の浸水、田畑の冠水、道路及び河川の破損、崖崩れなど大きな被害を受けた。			
	半壊	1 戸	床上浸水	12 戸
	床下浸水	64 戸	道路決壊	21 か所
	河川決壊	24 か所	崖崩れ	50 か所
	田畑流失埋没	1.2ha	水稻冠水	280ha

昭和 51 年 9 月	<p>9日夜から台風 17 号による豪雨のため、10 日朝より可真川及び小野田川が氾濫し、屋 ごろから吉井川の増水による逆流が起こり、夜半から一時減水したものの 11 日正午ごろか ら再び豪雨となり、11 時ごろから可真川及び小野田川が再び氾濫し、吉井川の増水による 逆流も起こり、家屋の浸水、道路及び河川の破損、老朽ため池の決壊、山崩れ、水田の冠水 など多大な被害を出した。</p> <table border="1" data-bbox="544 416 1318 636"> <tr> <td>半壊</td> <td>3 戸</td> <td>床上浸水</td> <td>64 戸</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>200 戸</td> <td>一部破損</td> <td>8 戸</td> </tr> <tr> <td>ため池決壊</td> <td>2 か所</td> <td>ため池破損</td> <td>6 か所</td> </tr> <tr> <td>道路破損</td> <td>91 か所</td> <td>河川破損</td> <td>27 か所</td> </tr> <tr> <td>崖崩れ</td> <td>8 か所</td> <td>水稻冠水</td> <td>200ha</td> </tr> </table>	半壊	3 戸	床上浸水	64 戸	床下浸水	200 戸	一部破損	8 戸	ため池決壊	2 か所	ため池破損	6 か所	道路破損	91 か所	河川破損	27 か所	崖崩れ	8 か所	水稻冠水	200ha
半壊	3 戸	床上浸水	64 戸																		
床下浸水	200 戸	一部破損	8 戸																		
ため池決壊	2 か所	ため池破損	6 か所																		
道路破損	91 か所	河川破損	27 か所																		
崖崩れ	8 か所	水稻冠水	200ha																		
昭和 54 年 10 月	<p>18 日午後から 19 日にかけて台風 20 号による集中豪雨は、町全域に多大な被害を引き 起こした。この豪雨の特色は、局地的に記録的な豪雨が集中したものであり、このため町内 の中小河川が氾濫し、道路は瞬時に寸断され、吉井川の増水による逆流も起こり、家屋の浸 水、水田冠水及び畜産への被害も引き起こした。</p> <table border="1" data-bbox="541 902 1350 1079"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>35 戸</td> <td>床下浸水</td> <td>114 戸</td> </tr> <tr> <td>河川破損</td> <td>12 か所</td> <td>道路破損</td> <td>12 か所</td> </tr> <tr> <td>山崩れ</td> <td>1 か所</td> <td>道路破損</td> <td>2 か所</td> </tr> <tr> <td>水田冠水</td> <td>75ha</td> <td>ブロイラー被害</td> <td>約 3,500 羽</td> </tr> </table>	床上浸水	35 戸	床下浸水	114 戸	河川破損	12 か所	道路破損	12 か所	山崩れ	1 か所	道路破損	2 か所	水田冠水	75ha	ブロイラー被害	約 3,500 羽				
床上浸水	35 戸	床下浸水	114 戸																		
河川破損	12 か所	道路破損	12 か所																		
山崩れ	1 か所	道路破損	2 か所																		
水田冠水	75ha	ブロイラー被害	約 3,500 羽																		
平成 2 年 9 月	<p>秋雨前線とともに、東備地方を中心に県全域を襲った台風 19 号は、本町にも多大な被害 をもたらした。12 日ごろから秋雨前線の影響により雨の日が続き、18 日から 20 日にか けて台風に伴う集中豪雨によって、家屋の浸水、崖崩れ等が発生した。また、ため池決壊等 のおそれが生じたため、住民 610 人が近くの公民館等に避難した。</p> <table border="1" data-bbox="544 1339 1318 1581"> <tr> <td>床上浸水</td> <td>21 戸</td> <td>床下浸水</td> <td>197 戸</td> </tr> <tr> <td>農業用道路破損</td> <td>23 か所</td> <td>林道破損</td> <td>2 か所</td> </tr> <tr> <td>山崩れ</td> <td>10 か所</td> <td>農地破損</td> <td>37 か所</td> </tr> <tr> <td>ため池決壊</td> <td>11 か所</td> <td>頭首工破損</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>水路破損</td> <td>13 か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	床上浸水	21 戸	床下浸水	197 戸	農業用道路破損	23 か所	林道破損	2 か所	山崩れ	10 か所	農地破損	37 か所	ため池決壊	11 か所	頭首工破損	1 か所	水路破損	13 か所		
床上浸水	21 戸	床下浸水	197 戸																		
農業用道路破損	23 か所	林道破損	2 か所																		
山崩れ	10 か所	農地破損	37 か所																		
ため池決壊	11 か所	頭首工破損	1 か所																		
水路破損	13 か所																				

【吉井地域】

発 生 年 月 日	種 類	災 害 名 称	被 害 状 況	備 考
明治 25 年 7 月 23 日	台風		田畑冠水流失 家屋浸水 250 戸	
明治 26 年 10 月 13 日	台風		//	
大正 7 年 7 月 11 日	台風		田畑冠水 家屋浸水 150 戸	

昭和9年 9月21日	台風	室戸台風	田畑冠水及び流失 家屋浸水 50戸	
昭和20年9月 17日	台風	枕崎台風	田畑冠水及び流失 家屋浸水 280戸	
昭和38年7月 11日	梅雨前線		田畑冠水 13ha 家屋浸水 176戸	災害救助法適用
昭和46年7月 1～2日	梅雨前線	昭和46年7月豪 雨	河川・道路崩壊 25か所 農作物被害(水稻) 25ha	
昭和47年6月 7～8日	低気圧	昭和47年6月 7～8日梅雨前線 豪雨	河川・道路崩壊 19か所 農作物被害(水稻) 5ha	
昭和47年7月 9～13日	梅雨前線	昭和47年7月 9～13日梅雨前 線豪雨	河川・道路崩壊 12か所 農作物被害 50ha 家屋 110戸	災害救助法適用
昭和49年9月 8～9日	台風	18号台風災害	河川・道路崩壊 23か所 農作物被害 10ha	
昭和50年5月 26日	大気不安定	昭和50年5月 26日降ひょう	農作物被害 120ha	
昭和50年8月17～ 18日	台風	5号台風災害	河川・道路崩壊 18か所 農作物被害 8ha	
昭和51年9月 8～13日	台風	17号台風災害	住宅被害全壊 1棟 一部損壊 6棟 床下浸水 34棟 田畑冠水 74.9ha 流失埋没 2.6ha り災世帯 48世帯 り災者数 134人 被害総額 331,330千円	
昭和52年9月 8～9日	前線	昭和52年9月豪 雨	河川・道路崩壊 25か所 農作物被害 19ha	
昭和53年9月15～ 16日	台風	18号台風災害	河川・道路崩壊 25か所 農作物被害 19ha	
昭和54年10月18 ～19日	台風	20号台風災害	死者 1名 住宅全壊 1戸 半壊 1戸 床上浸水 21戸 床下浸水 76戸 田畑流失埋没冠水 43.1ha 山くずれ 18か所	総雨量 244mm 24時間降雨量 238.5mm 吉井川 最高水位 5.8m
昭和55年8月 28日～31日	低気圧	昭和55年8月豪 雨	溜池決壊 1か所 住宅全壊 1戸 半壊 5戸 床下浸水 20戸 田畑埋没流出 3.5ha 田畑冠水浸水 145ha 道路・河川崩壊 451か所	総雨量 110mm 時間雨量 31日9-10時 31mm 10-11時 32mm 吉井川 最高水位 3.3m

平成2年9月 18~19日	台風	19号台風災害	家屋崩壊及び床下浸水 38戸 道路・河川崩壊 155か所 農地 358か所	総雨量 431mm 吉井川 高水位 5.27m
平成10年10月17 ~18日	台風	10号台風災害	死者 1名住宅 半壊 5棟 床上浸水 235戸 床下浸水 22戸 田・畑冠水 60ha 道路・河川等崩壊 137か所	災害救助法適用 総雨量 151.5mm 24時間雨量 138mm 1時間最大雨量 17日22-23時 29.5mm 吉井川 最高水位 7.66m

【赤磐市】

発生年月日	種類	災害名称	被害状況	備考
平成24年7月 6~7日	梅雨前線	平成24年 7月6~7日梅 雨前線豪雨	床上浸水 20棟 床下浸水 73棟 道路・河川崩壊 318か所 農地 371か所	最大24時間雨量 6日8時~7日8時 142mm (仁堀雨量計) 1時間最大雨量 7日0時~1時 52mm (仁堀雨量計) 吉井川最高水位 7日4時20分 5.07m (周匝水位観測所) 7日5時 7.55m (津瀬水位観測所) 砂川最高水位 7日3時50分 4.50m (正崎水位観測所) 正崎地区避難勧告発令 対象:106世帯、274人

<p>平成 25 年 9 月 3~4 日</p>	<p>低気圧 (台風 17 号)</p>	<p>台風 17 号から 変わった低気圧 による災害</p>	<p>床下浸水 5 棟 道路・河川災害 11 か所 農地・施設災害 28 か所 小修繕 108 か所</p>	<p>最大 24 時間雨量 3 日 14 時-4 日 14 時 171mm (周匝雨量計) 1 時間最大雨量 4 日 9 時-10 時 33mm (周匝雨量計) 吉井川最高水位 4 日 13 時 10 分 5.61m (周匝水位観測所) 4 日 13 時 40 分 8.15m (津瀬水位観測所) 砂川最高水位 4 日 10 時 50 分 3.60m (正崎水位観測所) 正崎地区避難勧告発令 対象:107 世帯、272 人</p>
<p>平成 30 年 7 月 5~8 日</p>	<p>前線 (台風 7 号)</p>	<p>平成 30 年 7 月 豪雨 (前線及び 台風第 7 号によ る大雨等)</p>	<p>住家被害 大規模半壊 2 棟 半壊 3 棟 半壊に至らない (一部破 損) 5 棟 床上浸水 10 棟 床下浸水 34 棟 非住家被害全壊 1 棟 一部破損 3 棟 床上浸水 13 棟 床下浸水 28 棟 公共土木被害道路 251 か所 河川 54 か所 農地被害田 35 か所 畑 72 か所 農林業用施設被害 ため池 13 か所 頭首工 6 か所 農道 140 か所 水路 173 か所 林道 13 か所 その他 (林災) 23 か所 その他 (市営住宅等) 3 か所</p>	<p>最大 24 時間雨量 6 日 8 時-7 日 8 時 190mm (熊山支所雨量計) 6 日 9 時 10 分-7 日 9 時 10 分 190mm (本庁雨量計) 1 時間最大雨量 6 日 12 時 30 分-13 時 30 分 28mm (本庁雨量計) 吉井川最高水位 6 日 1 時 20 分 7.61m (周匝水位観測所) 砂川最高水位 7 日 1 時 20 分 4.18m (正崎水位観測所) 6 日 20 時 55 分 正崎地区・五日市 地区・尾谷地区避 難勧告発令 対象:220 世帯</p>

				<p>529 人</p> <p>6 日 22 時 33 分河原屋地区・草生地区・周匝地区・中村地区・福田地区・稲蒔地区避難勧告発令 対象：740 世帯 1,601 人</p> <p>6 日 23 時 43 分 河原屋地区・草生地区・周匝地区・中村地区・福田地区・稲蒔地区避難指示発令 対象：740 世帯 1,601 人</p>
--	--	--	--	---

※赤磐市地域防災計画より抜粋

2. 想定される災害リスク

● 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国は、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定を公表した。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、大きな人的、経済的被害を受けることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

(国の想定)

① 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。市域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定している。

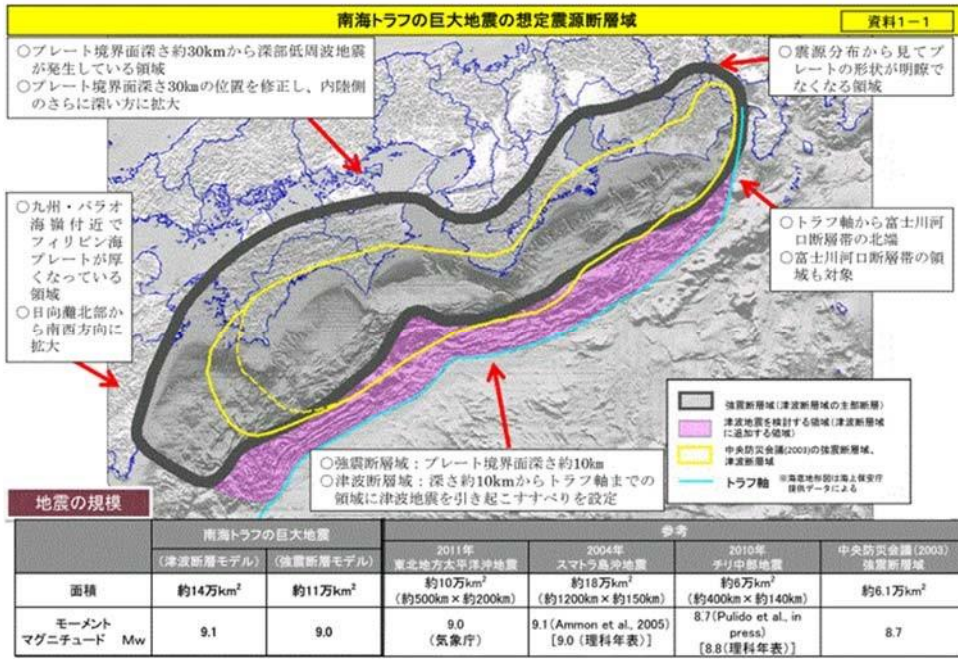
② 前提条件

前提条件による想定される被害の特徴

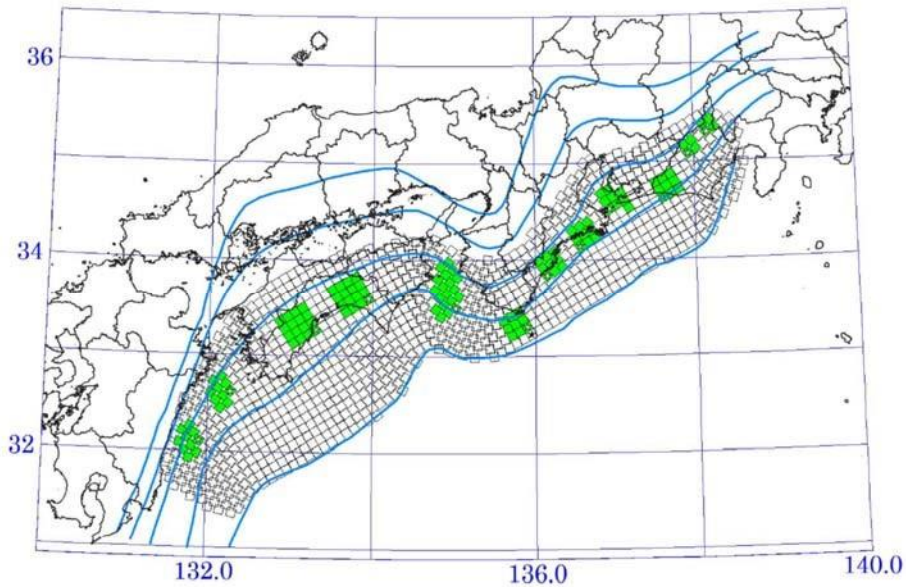
シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬 深夜	<ul style="list-style-type: none">・自宅です寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 *屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
② 夏 昼 12時	<ul style="list-style-type: none">・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 *木造建物内滞留人口は、昼 10時～15時でほぼ一定 *海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③ 冬夕 18時	<ul style="list-style-type: none">・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

③ 想定地震の震源域位置図

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



④ 南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化の概況



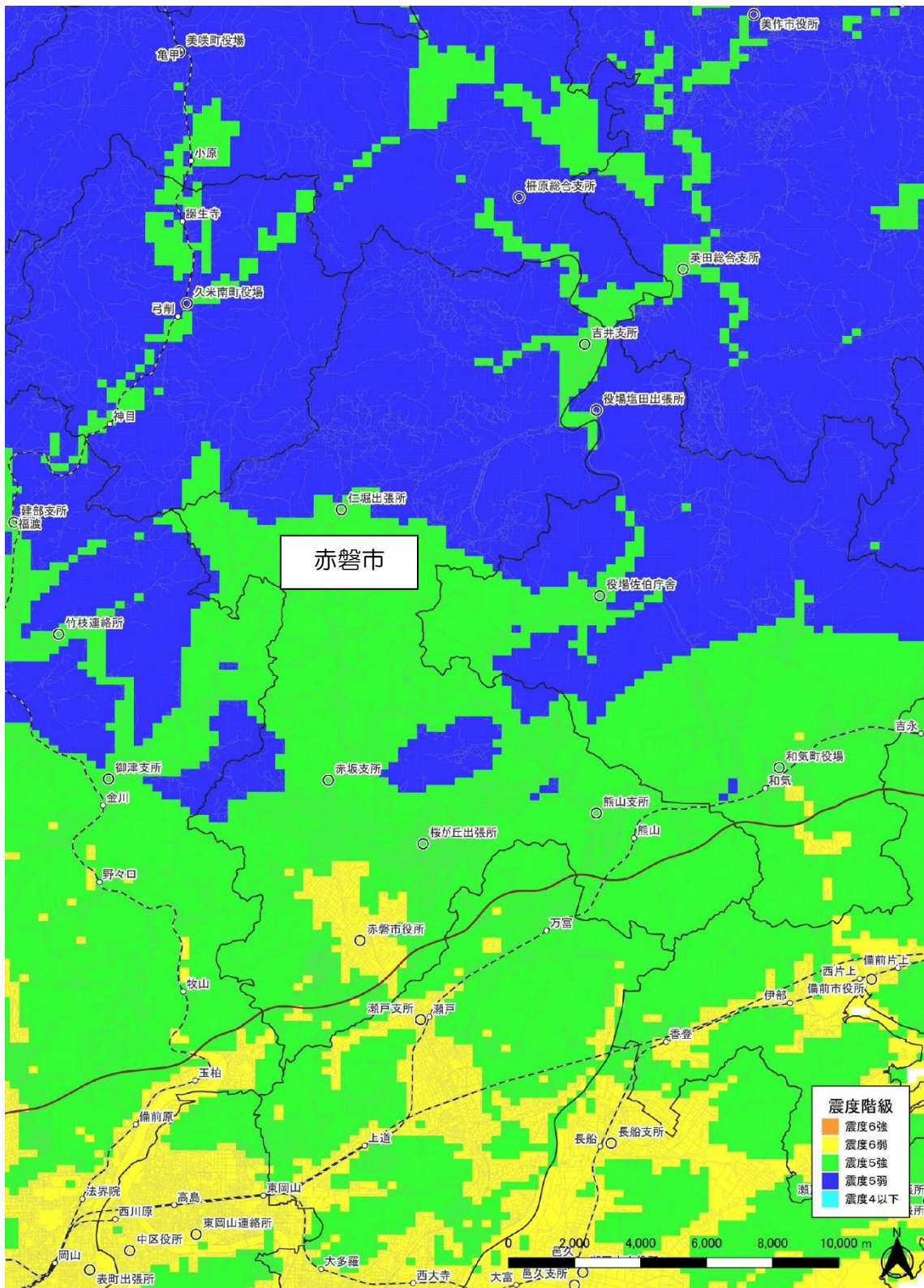
強震動生成域の設定の検討ケース（陸側ケース）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループより抜粋 国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

(県の想定)

① 赤磐市の震度分布図

南海トラフ巨大地震による震度分布図【県想定】赤磐市(令和8年2月)

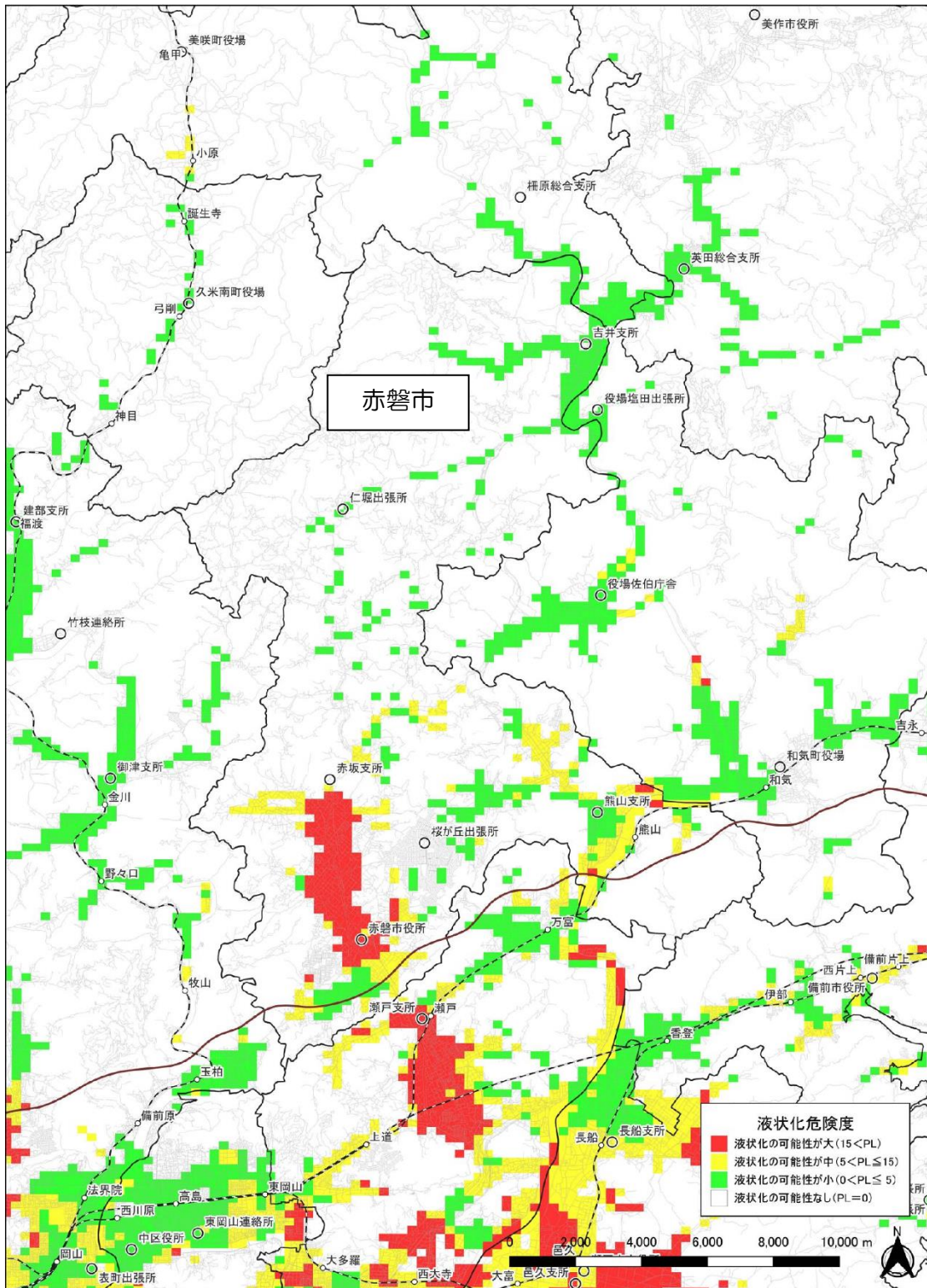


※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。

危機管理課HP <http://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>

② 赤磐市の液状化危険度分布図

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【県想定】赤磐市（令和8年2月）



③ 南海トラフ巨大地震による人的・物的被害

「岡山県地震・津波被害想定調査報告書」（平成25年7月）の調査結果から、赤磐市では、南海トラフ巨大地震による建物被害（全壊・大規模半壊・半壊）は揺れにより255棟、液状化522棟、急傾斜地崩壊1棟、人的被害は、負傷者数77人の被害が想定されている。特に、液状化による建物倒壊等を起因とする被害の発生が想定されることから、その対策が求められている。

また、多くの避難者の発生も想定されており、避難所の確保や長期にわたる避難所運営の体制づくりが必要となる。

表 揺れによる建物被害

全建物数 [棟]	全壊数 [棟]	半壊数 [棟]	全壊率 [%]	半壊率 [%]	合計 [棟]
17,054	2	253	0.0	1.5	255

表 液状化による建物被害

全建物数 [棟]	全壊数 [棟]	大規模半壊数 [棟]	半壊数 [棟]	全壊率 [%]	大規模半壊率 [%]	半壊率 [%]	合計 [棟]
17,054	14	181	327	0.1	1.1	1.9	522

表 急傾斜地崩壊による建物被害

全建物数 [棟]	全壊数 [棟]	半壊数 [棟]	全壊率 [%]	半壊率 [%]	合計 [棟]
17,054	0	1	0.0	0.0	1

※津波による建物被害及び出火件数・焼失棟数については、ともに0棟

表 出火件数・焼失棟数（冬18時）

出火件数			炎上出火件数			残火災件数			焼失棟数		
木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計	木造	非木造	計
1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1

表 人的被害 死者数

単位（人）

被災ケース	人口	建物倒壊			急傾斜地崩壊			火災		
		死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
冬深夜	43,458	0	43	0	0	0	0	0	0	0
被災ケース	人口	屋外転倒物・落下物			屋内転倒・落下物			合計		
		死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
冬深夜	43,458	(0)	(18)	(7)	0	16	3	0	77	7

※自力脱出困難者：1 ※（）内の数値は冬18時の想定

●ライフライン被害

表 水道復旧推移

人口 [人]	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	断水率 [%]	断水 人口	断水率 [%]	断水 人口	断水率 [%]	断水 人口	断水率 [%]	断水 人口
43,458	50.0	21,727	26.2	11,378	13.8	5,997	0.0	0

表 下水道復旧推移

※6ヶ所の下水処理場で、1m を越える浸水が敷地内に及び可能性があるため、1週間後の段階では、処理場機能が失われるものとした。

人口 [人]	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口	断水率 [%]	断水人口
31,566	44.6	14,080	2.5	785	2.8	785	0.0	0

表 電力復旧推移（冬18時）

※地震・津波による施設の破壊を考慮

復旧対象電灯 件数 [人]	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	停電 軒数 [軒]	停電率 [%]	停電 軒数 [軒]	停電率 [%]	停電 軒数 [軒]	停電率 [%]	停電 軒数 [軒]	停電率 [%]
31,441	14,024	44.6	28.5	0.1	0	0.0	0	0.0

表 通信復旧推移（県全体）

回線数 [人]	直後		1日後		1週間後		1ヵ月後	
	不通率 [%]	不通回線 数	不通率 [%]	不通回線 数	不通率 [%]	不通回線 数	不通率 [%]	不通回線 数
443,746	77.9	345,713	1.9	8,233	1.0	4,437	0	0

表 管路被害と復旧推移（県全体）

会社名	復旧対象戸数	供給停止件数（下段は供給支障率）			
		発生直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
岡山ガス	94,000	29,140 (31%)	27,260 (29%)	20,680 (22%)	0 (0%)
水島ガス	15,000	1,500 (10%)	1,350 (9%)	1,050 (7%)	0 (0%)
津山ガス	7,000	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合計	116,000	30,640 (26%)	28,610 (25%)	21,730 (19%)	0 (0%)

●生活支障想定

表 避難者数（冬18時）

夜間人口	1日後			1週間後			1ヵ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
43,458	173	115	289	889	889	1,778	87	202	289

表 帰宅困難者数

帰宅困難者		買い物客等	
従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率	従来の帰宅困難率	新しい帰宅困難率
3,127	2,504	358	358

●医療機能支障の想定表

医療対応力不足数

パターン1			パターン2		
受け入れ可能病床数	入院需要	医療対応力不足数	受け入れ可能病床数	入院需要	医療対応力不足数
47	24	23	47	24	23

●災害廃棄物量の想定

表 震災廃棄物量の想定

震災廃棄物発生量（重量）			津波堆積物発生量（重量）	震災廃棄物発生量（堆積）※		
冬深夜	夏 12時	冬 18時		冬深夜	夏 12時	冬 18時
[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]	[万トン]
0	0	0	-	0	0	0

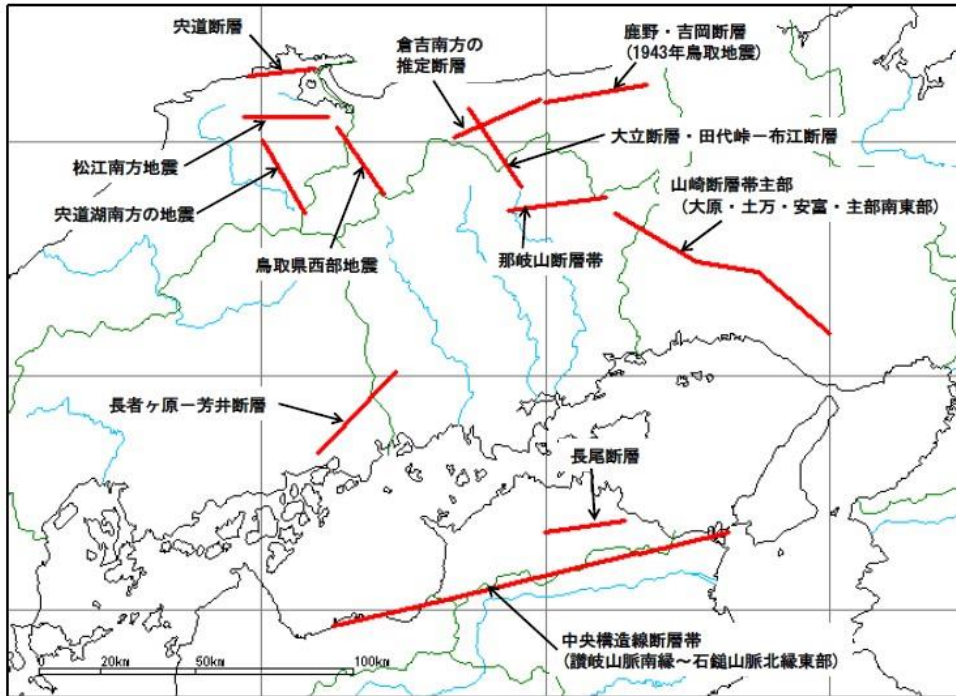
※津波による廃棄物の体積分は含まない

●断層を震源とする地震

県は、県周辺において国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフ巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

この解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある7つの地震について、被害想定が行われた。

各断層の位置



岡山県ホームページ 断層型地震の被害想定について（平成26年5月発表）より抜粋

<http://www.pref.okayama.jp/page/386396.html>

① 1 2断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模（延長・深度）	断層の調査・推計機関
山崎断層帯	M 8.0	L= 80km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	M 7.6	L= 32km W=26km	国（地震調査研究推進本部）
中央構造線断層帯	M 8.0	L=132km W=24km	国（地震調査研究推進本部）
長者ヶ原-芳井断層	M 7.4	L= 36km W=18km	広島県
倉吉南方の推定断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠-布江断層	M 7.2	L= 30km W=13km	鳥取県
鳥取県西部地震	M 7.3	L= 26km W=14km	鳥取県
鹿野・吉岡断層	M 7.2	L= 33km W=13km	鳥取県
長尾断層	M 7.1	L= 26km W=18km	国（地震調査研究推進本部）
宍道湖南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
松江南方の地震	M 7.3	L= 27km W=14km	島根県
宍道断層	M 7.1	L= 22km W=13km	島根県

注1 地震の規模欄のMはマグニチュード

断層名	山崎断層帯 (※)	那岐山断層帯 (※)	中央構造線断層帯 (※)	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立断層・田代峠-布江断層
マグニチュード	8.0	7.6	8.0	7.4	7.2	7.2
発生確率	ほぼ0~1%	0.06~0.1%	ほぼ0~0.3%	0.09%	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6強	6強
赤磐市最大震度	5強	5弱	4	4	4	5弱
震度6弱以上の市町村（太字は震度6強）	津山市美作市 鏡野町勝央町 奈義町西粟倉村	津山市真庭市 美作市鏡野町 勝央町奈義町 美咲町	岡山市倉敷市 笠岡市	岡山市倉敷市 笠岡市井原市 浅口市早島町 里庄町	真庭市鏡野町	津山市真庭市 新庄村鏡野町 奈義町

断層名	鳥取県西部地震	鹿野・吉岡断層	長尾断層 (※)	宍道湖南方の地震	松江南方の地震	宍道断層
マグニチュード	7.3	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1
発生確率	推計していない	推計していない	ほぼ0%	推計していない	推計していない	推計していない
県内最大震度	6強	5強	5弱	4	4	4
赤磐市最大震度	4	4	3以下	3以下	3以下	3以下
震度6弱以上の市町村（太字は震度6強）	新見市真庭市 新庄村	県内最大震度から、それほど大きな被害は見込まれないことから、被害想定は行っていない。				

注2 断層名欄の※は主要活断層

3 マグニチュードは地震の規模を表し、国や近隣県が推計し被害想定に用いたもの。

4 発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部、産業技術総合研究所）

② 前提条件

ケース区分	季節	時間帯
ケースA	冬	深夜
ケースB	夏	12時
ケースC	冬	18時

③ 震度分布及び液状化の概況

7つの活断層別の被害想定のうち、県南部で被害が最大となるのは、「長者ヶ原-芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市、を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

ア 山崎断層帯の地震

- ・美作市、奈義町で最大震度 6 強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度 6 強以上の揺れに見舞われる。その他の市町村では、震度 4 から震度 5 強の揺れに見舞われることが予想される。
- ・揺れが強い美作市・勝央町・奈義町・津山市を中心に、川沿いで液状化の危険性が高まる。
- ・避難者数は 1 週間後に美作市で約 3,500 人、全県で約 5,700 人と想定される。
- ・集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度 5 強であり、市内の多くの地域で震度 5 弱の揺れが想定されており、被害も想定されている。

イ 那岐山断層帯の地震

- ・津山市、鏡野町、奈義町で震度 6 強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
- ・津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険性が高まる。
- ・避難者数は 1 週間後に鏡野町で約 1,200 人、全県で約 2,100 人と想定される。
- ・小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度 5 弱であり、市内のほぼ全域で震度 4 の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

ウ 中央構造線断層帯の地震

- ・倉敷市、岡山市、笠岡市で震度 6 弱の揺れに見舞われるが、南海トラフ巨大地震を上回るものではない。
- ・倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約 3,000 棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が揺れによる被害を大きく上回ると想定される。
- ・通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬 18 時が最大となる。
- ・避難者数は、1 週間後に倉敷で約 8,700 人、全県で約 11,000 人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 125,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、最大震度 4 であり、市内の多くの地域で震度 3 以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

エ 長者ヶ原一芳井断層の地震

- ・笠岡市で震度 6 強の強い揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフ巨大地震を上まわる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる。
- ・倉敷市・笠岡市を中心に、全県で 800 棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。
- ・避難者数は 1 週間後に倉敷市で約 17,000 人、全県で 22,000 人と想定される。
- ・山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 67,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。
- ・赤磐市では、市内全域で震度 4 の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

オ 倉吉南方の推定断層の地震

- ・真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。

- 被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は1 週間後に約 1,400 人と想定される。
- 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- 赤磐市では、最大震度4 であり、市内のほぼ全域で震度3 以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

カ 大立断層・田代峠―布江断層の地震

- 真庭市、鏡野町で震度6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物、人的被害が想定される。
- 揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化の危険性が高まる。
- 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- 赤磐市では、最大震度5 弱であり、市内のほぼ全域で震度4 の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。

キ 鳥取県西部地震

- 新見市の北部で震度6 強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。
- 小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。
- 赤磐市では、最大震度4 であり、市内のほぼ全域で震度3 以下の揺れが想定されているが、被害は想定されていない。



風水害に対する懸念

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定 大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、吉井川、砂川における洪水浸水想定区域が公表されている。

また、本市には、砂川をはじめ中小河川の氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。

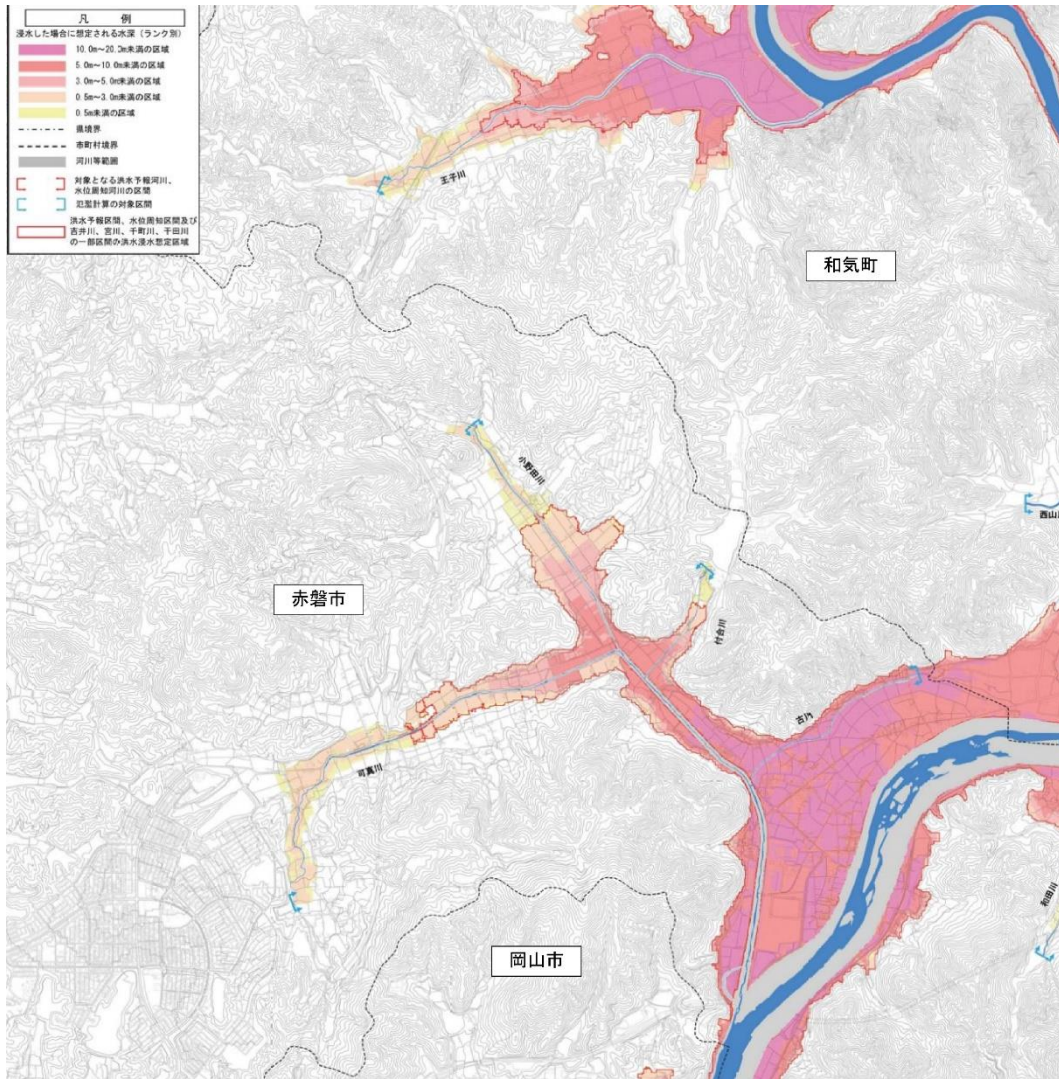


図 吉井川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）国管理区間（熊山地域）

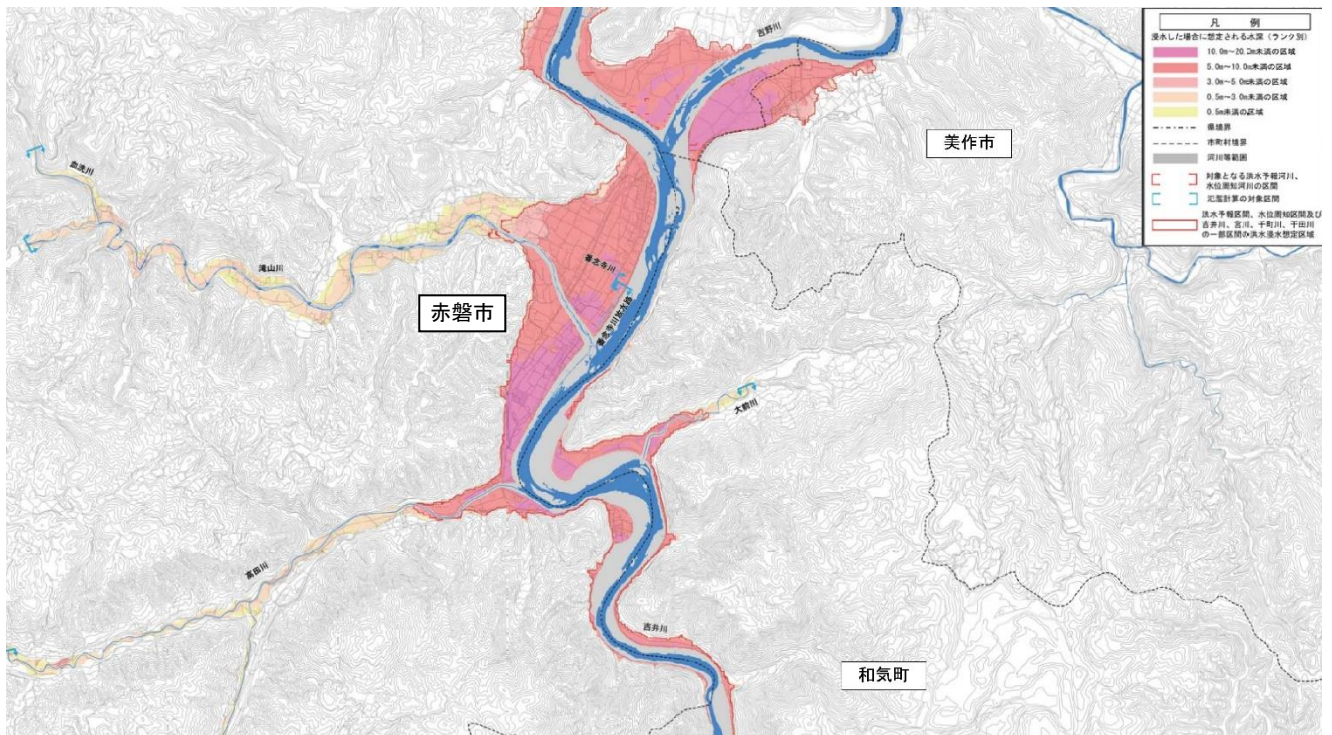


図 吉井川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）県管理区間（吉井地域）

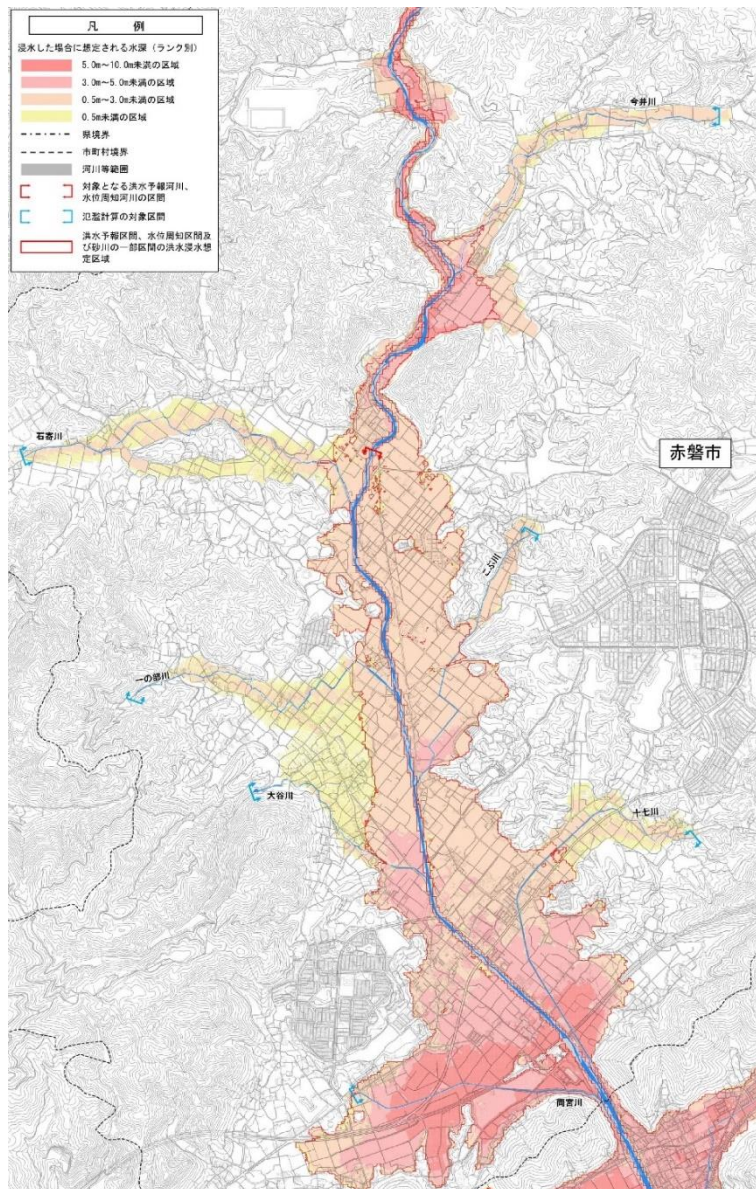


図 砂川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

注 詳細は、県ホームページ／河川課を参照のこと。

3. 対象とする災害

赤磐市に大きな被害をもたらす自然災害を、地域特性や過去の災害発生、予見の状況や県地域計画の設定も踏まえ以下のとおり設定した。

災害の種類	想定する規模等	赤磐市の災害特性
南海トラフ巨大地震	今後 30 年間の間に 80%以上※1 の確率で発生するとされている南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震により、県南を中心に人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。(令和 7 年 7 月被害想定公表) ※1	市全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等 (市内最大震度 6 弱)

災害の種類	想定する規模等	赤磐市の災害特性
断層型地震	山崎断層帯や那岐山断層帯など、県内及び県周辺の活断層を震源とするマグニチュード7～8クラスの地震により、県北を含む一部地域で大きな人身・建物被害が生じる。 (平成 26 年 5 月被害想定公表) ※3	「山崎断層帯主部の地震」では、赤磐市で多くは震度5弱（一部震度5強）以上の揺れに見舞われることにより、揺れや液状化による家屋等の建物の倒壊や一部損壊、人的被害が生じる。
土砂災害	特別警報の指標相当の大雨などにより、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及び、物流・生活道路の寸断等が生じる。	市域では、土砂災害警戒区域が473か所、特別警戒区域が196か所指定（令和2年5月22日時点）されており、道路の寸断や集落の孤立が生じる。 ※3
洪水	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などにより、河川の氾濫、広範囲に渡る長時間の浸水、人身や建物被害、物流・生活道路の寸断等が生じる。	砂川等の氾濫による家屋浸水、人身被害等が生じる。
内水氾濫	過去の事例も考慮した最大規模の降雨などによる大量の雨水の地表滞留、排水路等の氾濫等により、市街地の広範囲が浸水し、人身、建物等に大きな被害が及び、	豪雨や台風の影響により、砂川等の河川が増水し、市内の雨水等排水が困難になり、市街地が浸水し、建物等の浸水被害が拡大する。
複合災害・二次災害	南海トラフ巨大地震の発生前後での集中豪雨や大型の台風が連続して襲来することにより、被害がさらに拡大する。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生前後に、豪雨や台風等による洪水や土砂災害が発生し、被害が拡大する。 疫病や感染症等の流行時に大規模自然災害が発生し、避難先の避難所等で疫病や感染症がクラスター発生する。

※1 文部科学省地震調査研究推進本部 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧

※2 岡山県危機管理課ホームページ 地震の被害想定について（発生確率を除く）

※3 岡山県防災砂防課ホームページ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所一覧

第4章

脆弱性の評価

1. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

想定される災害リスクを踏まえ、当該災害に起因して発生することが懸念される、基本目標を達成する上で何としても回避すべき事態として、国の基本計画において設定されている事態から、赤磐市の地域特性を踏まえ、29のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定した。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ため池の決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
6		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害等による県内経済への甚大な影響

2. 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下を設定した。

個別施策分野	①行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④産業 ⑤物流 ⑥農林 ⑦国土保全 ⑧環境	
横断的分野	A リスクコミュニケーション C 官民連携	B 人材育成 D 老朽化対策

3. 脆弱性の評価結果

脆弱性の評価は、設定した「起きてはならない最悪の事態」の回避（リスクの一部低減も含む）に寄与する赤磐市の個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析することで、以下の観点も踏まえて実施した。

- ・既往の「総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと、それらとの整合性の確保。
- ・人口減少や高齢化等の赤磐市の実情や、大規模自然災害等による被害状況や災害特性を踏まえた重点的な取り組みの反映。
- ・他の主体（国、県、民間事業者等）との連携や他の主体の取り組みに関する課題の考慮。

また、評価においては、施策の分野について、基本計画、県地域計画及びガイドラインを参考に、以下のとおり設定し、起きてはならない最悪の事態を回避するために追加すべき施策分野の施策はないかという観点を含めた検討を行った。

目標
1

あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

①住宅・建築物の耐震化促進

○木造家屋が多く、耐震改修が進まない状況にある。住民の理解を得るため、広報等による支援制度の周知が必要である。【住宅・都市 **建設課**】

②市管理施設の計画的な耐震対策の推進

○多数の施設が建築後 30 年を経過し、老朽化による多様な問題が発生しつつあることから、総合的・長期的な観点で今後の維持保全の方向性を検討し、改修に伴う財政負担の平準化を考慮しつつ、ライフサイクルコスト、保全優先度を勘案した学校施設の整備の実施が必要である。

○今後 30 年以内に築 60 年を経過する市管理施設が 50%あり、事故発生や災害拡大につながる可能性がある。全ての施設を更新して維持することは財政的に困難であるため、量やサービス見直しなどに取り組む必要がある。

【老朽化対策 **教育総務課、管財課**】

③市立学校施設の耐震化促進

○構造部材の耐震化は完了している。非構造部材の耐震化は H27 より実施しているが、全ての学校施設において完了していない。継続して進める必要がある。

【住宅・都市 **教育総務課**】

④空家対策の推進

○地震等による倒壊での負傷・避難路の遮断、火災の発生につながる適正管理が行われていない空家について、「赤磐市空家等対策計画」に基づき、適正管理を促す取り組みを進める必要がある。空家の実態把握や利活用、除却等を促進するため、「空き家対策総合支援事業」等を推進する。【リスクコミュニケーション **建設課**】

⑤不特定多数が集まる施設の耐震化促進

○熊山診療所、佐伯北診療所、是里診療所においては、新耐震基準に適合している。また、市内の地域密着型サービスを提供する施設等についても、昭和 56 年施行の新耐震基準にすべて適合している。

○市立保育園のうち 1 園だけ耐震構造を満たしていない。現時点では児童等に被害がおよぶ恐れがあるため、耐震化を進める必要がある。

○その他民間建築物等においても耐震化を進める必要がある。

【保健医療・福祉 **くらし安全課、健康増進課、子育て支援課**】

⑥社会福祉施設等の耐震化、防火対策促進

- 熊山診療所は、耐火構造物であるためスプリンクラーは設置不要であり、佐伯北診療所、是里診療所については、設置基準未満である。また、赤磐市複合型介護福祉施設（あかいわハートフル太陽）は、平成31年1月完成でスプリンクラーを設置済みである。
- 市内の地域密着型サービスを提供する施設等は、設置基準上必要な施設についてはスプリンクラーの設置はできているが、耐震化や非常用自家発電等を整備する必要がある。
- 保育園、その他の児童福祉施設について、スプリンクラーの設置は完了している。設備の機能の維持とメンテナンスを継続する。

【保健医療・福祉 **健康増進課、社会福祉課、子育て支援課、介護保険課**】

⑦橋梁の耐震化や電線共同溝整備の推進

- 市内の道路橋について、5年に1回の頻度で点検を実施しているが、引き続き点検結果による橋梁の修繕に取り組み、耐震化についても進めていく必要がある。
- 市幹線道路における電線共同溝（無電柱化）の整備については、検討する必要がある。

【交通・物流 **建設課**】

⑧不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進

- 山陽ふれあい公園は、避難所として指定されているため、照明・空調・太陽光発電等の施設を整備している。老朽化も踏まえ、他の各施設も整備する必要がある。

【老朽化対策 **社会教育課**】

⑨災害用装備・消防資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実

- 消防車両の更新計画に基づく車両の更新が必要である。
- 赤磐市消防本部受援計画は令和2年10月に完成した状況であり、具体的な担当者を指定し計画の策定を完遂する必要がある。
- 消防デジタル無線設備の保守点検及び老朽化対策のため、計画的な整備及び更新が必要である。
- 高機能消防指令センターシステムを更新し、災害対応能力の強化（多言語、映像活用、消防団員や関係機関等との災害情報共有）及び老朽化による故障リスクの低減を図る必要がある。
- 特定防火対象物の情報を、高機能消防指令センターシステムで一元管理し、必要な情報を、車両情報端末にて迅速・確実に共有し被害の軽減を図る必要がある。
- 災害発生に備え、応援・受援体制の整備・強化を図る必要がある。
- 自主防災組織などと連携した初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 施策を効率的に進めるために、デジタル化等の推進が必要である。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課、警防課、通信指令室**】

⑩大規模盛土造成地の計画的な調査実施

○大規模盛土造成地の被害では、人的被害や財産被害等が生じていることから、被害を防止・軽減するために調査の実施と対策の検討をする必要がある。【国土保全・土地利用 **建設課**】

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

①商業施設等の防火対策の促進

○市内防火対象物の防火管理者の選任及び消防計画の充実を図る必要がある。
【住宅・都市 **予防課**】

②災害用装備・消防資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実

【再掲 1-1◎ P33】

③消防団の充実強化

○高機能消防指令センターシステムを更新し、各種災害対応する消防団員に適正な指令及び災害情報の共有を図り、多発的且つ広域的に発生する恐れのある自然災害等に対して万全の態勢で臨む必要がある。
○県と連携を図りながら地域の実情に応じて消防団員の装備・施設の充実を進めるとともに、団員数の減少を抑え、持続可能な消防団組織を構築する。
【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **消防総務課、通信指令室**】

④初期消火体制の充実

○特定防火対象物の消防用設備等の現状を把握し、適正に設置及び継続管理させる必要がある。
○消防水利の種別は、消火栓や貯水槽があり、水利状況が乏しい地域や貯水槽の老朽化による漏水などの問題がある。また、消防水利の設置、管理を実施するためには多額の経費が必要となり優先順位を決めて実施する必要がある。
【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **予防課、警防課**】

⑤住宅等における火災予防対策の促進

○住宅用火災警報器、家庭用消火器、感震ブレーカーなど火災予防設備の設置を促進する必要がある。
【リスクコミュニケーション **予防課**】

⑥地区防災計画の作成促進

○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、住民や地域の自発的な防災活動が活性化するよう、地区防災計画の作成を促進する必要がある。
【リスクコミュニケーション **くらし安全課**】

突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

①計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進

○市内のほとんどの河川が県管理であることから、洪水被害を未然に防ぐために、引き続き河川改修が必要な箇所について整備の検討・実施を関係機関に要望していく必要がある。

【国土保全・土地利用 **建設課**】

②農業水利施設の排水機能の確保

○大規模水害による被害を最小限にするため、排水機場の機能強化や維持補修等の計画的な実施、下流域の湛水被害を低減させるため、田んぼダム等による雨水の流出抑制に取り組む必要がある。また、老朽化し機能の低下した水路の整備を行うとともに、水路の維持管理については、引き続き地元管理者により適切に行う必要があり、市も地元管理者と連携していく必要がある。

【農林 **建設課**】

③下水道による内水排除の促進

○雨水の排水機能を高め、内水氾濫を防止するため雨水ポンプ場の整備等や、家屋の浸水被害解消に向けた取り組みを推進する必要がある。

【住宅・都市 **上下水道課**】

④水防体制の充実・強化

○水防団員の減少等により、地域の水防力の弱体化が進んでいる。防災士の育成及び自主防災組織等が水防協力団体として、水防訓練や普及啓発活動を行うなど、水防体制の充実・強化を図る必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課**】

⑤災害に配慮した適切な土地利用の促進

○集約型都市構造の実現に向け、都市計画区域内において都市計画マスタープランの高度化版である立地適正化計画を策定した。近年の災害発生状況、災害ハザードエリアを踏まえ、適切な居住や都市機能の誘導を図っていく必要がある。

【国土保全・土地利用 **建設課**】

⑥市庁舎の浸水対策強化

○本庁舎の改修に伴い止水版の設置及び防災無線室の2階への移設を行った。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **管財課**】

⑦避難行動要支援者名簿の活用

○避難行動要支援者名簿を作成しているが、名簿の再点検をするとともに一人ひとりが確実な避難を行えるよう具体的な個別避難計画の作成が必要である。

○各地区の支援者に対し正確で的確な情報提供を行い、確実な避難誘導が行えるように、消防本部所管の高機能消防指令センターシステムに、避難行動要支援者情報の整備を進める必要がある。【保健医療・福祉 **くらし安全課、通信指令室**】

⑧防災重点農業用ため池の安全対策の推進
○地元管理者や市担当者の点検だけでは限界があることから、未利用ため池の廃止を含め、専門的な見地から老朽ため池の点検を進める必要がある。 【産業 建設課 】
⑨基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進
○老朽化した基幹農業水利施設の補修や更新を検討する必要がある。【老朽化対策 建設課 】
⑩河川管理施設の耐震点検実施
○市内のほとんどが県管理河川であることから、地震発生後の二次災害発生を防止するため、県等と連携し、順次、河川管理施設の耐震点検を実施する必要がある。 【国土保全・土地利用 建設課 】

1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ため池の決壊など）等による多数の死傷者の発生
①要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進	○平成 29 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する必要がある。【リスクコミュニケーション くらし安全課 】
②学校における防災教育、医療機関・社会福祉施設等の避難誘導體制の確保	○学校では、火災、地震、不審者対応を行っているところがほとんどであり、洪水・暴風に対する避難・誘導についても避難訓練の充実等の教育が必要である。 ○赤磐市複合型介護福祉施設（あかいわハートフル太陽）は、非常災害時を想定した避難訓練を定期的実施するなど、引き続き、避難誘導體制の確保に努める必要がある。 【保健医療・福祉 学校教育課、社会福祉課 】
③防災意識の普及啓発	○いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根差した自助、身近な地域コミュニティによる共助が必要であり、その考えの普及・啓発が必要である。 【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 くらし安全課 】
④自主防災組織の組織化と活動活性化の促進	○大規模災害時には公助の手が回らないことを想定し、平時から顔を合わせている地域や近隣の人々が互いに協力しながら、組織的に防災活動に取り組む共助が重要となることから、地域における共助の中核をなす地区コミュニティの活性化を図るとともに、自主防災組織等のリーダーとなる防災士の育成を行い、自主防災組織の結成を促す必要がある。 【リスクコミュニケーション、人材育成 くらし安全課 】

⑥タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進
○市及び、県、防災関係機関が連携し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害発生が予測される台風接近時等において、各機関の役割や時間軸に沿った業務計画を予め明確化し、共有するタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進する。 【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 くらし安全課 】
⑥災害用装備・消防資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実
【再掲 1-1⑨ P33】
⑦災害に配慮した適切な土地利用の促進
【再掲 1-3⑤ P35】
⑧治山施設の調査・点検、老朽化対策の推進
○施設の補修や新たな施設整備による機能強化を検討する必要がある。 【老朽化対策 建設課 】
⑨基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進
【再掲 1-3⑨ P36】

目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
-----------------	---

2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
①消防関係庁舎の耐震化促進	
○老朽化している出張所庁舎の補修・修繕を継続的に実施する必要がある。 【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 消防総務課 】	
②災害用装備・消防資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実	
【再掲 1-1⑨ P33】	
③消防機関等の連携訓練の実施。消防職団員の教育機関への積極的な研修参加	
○他機関との連携訓練等や消防学校等の教育機関での教育を受けることにより、消防職員及び消防団員の災害対応能力向上を図る必要がある。 【人材育成 くらし安全課、警防課 】	
④消防団の充実強化	
【再掲 1-2③ P34】	

⑤自主防災組織の組織化と活動活性化の促進
【再掲 1-4④ P36】
⑥地区防災計画の作成促進
【再掲 1-2⑥ P34】

2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
①医療機関のBCP策定促進	
○大規模災害時に医療機関が被災した場合でも、医療提供機能を維持し、医療業務を継続するため、業務継続計画（BCP）策定を促進する必要がある。 【保健医療・福祉 くらし安全課 】	
②医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等	
○災害時には消防職員以外でも応急救護所の設定やトリアージ、応急処置に対応しなければならず、知識の習得等が必要である。そのため、かなりの人員が必要になると予想される。そのことを踏まえ関係機関の連絡・連携の確立が必要である。 【保健医療・福祉 警防課 】	
③道路啓開体制の確保	
○現在、災害発生時における緊急対応について赤磐市建設業協会と協定を結んで対応している。しかし、小規模のものなら良いが大規模なものになると対応が難しくなるため、国・県等との連携確保が必要である。【交通・物流 建設課 】	

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
①福祉避難所の指定拡大の促進	
○要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となるよう福祉避難所の拡大が必要である。【保健医療・福祉 くらし安全課 】	
②予防接種の推進	
○定期予防接種については、平時より普及啓発を行っているが、引き続き実施を図り、予防接種への理解、認識を高める必要がある。【保健医療・福祉 健康増進課 】	
③避難所における感染症対策の推進	
○避難所における感染症等の大規模発生を防ぐため、施設の消毒のほか、避難者間の十分なスペースや、発熱・咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保したレイアウトとするとともに、職員の対応力向上のための避難所運営訓練を実施する必要がある。	
○感染症予防の正しい知識の普及、消毒薬やマスク等の備蓄、更新を行い、市民に効果的な啓発指導をするために、担当職員すべてが感染症予防の知識を習得しておく必要がある。	

○避難所における感染症拡大防止を図るため、間仕切り、ベッド、消毒液、マスク等感染予防物資を備蓄し、状況に応じて見直す必要がある。また、マンホールトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等施設・設備の整備を進める必要がある。

【保健医療・福祉 **くらし安全課、健康増進課、上下水道課**】

④医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等

【再掲 2-2② P38】

⑤トイレや自家発電設備、備蓄倉庫整備、施設のバリアフリー化

○山陽ふれあい公園及び社会体育施設は、トイレに洋式便器の数が少ないため、洋式化を進める必要がある。

【保健医療・福祉 **社会教育課、くらし安全課**】

⑥応急仮設住宅等の供給

○大規模災害発生時には多くの応急仮設住宅の建設が必要とされるが、その建設候補地をあらかじめ選定しておく必要がある。

【住宅・都市 **建設課、くらし安全課**】

⑦体育館等の避難所の空調設備等の整備

○学校体育館等避難所となる施設の空調整備などの生活改善機能の整備を推進する必要がある。【住宅・都市 **教育総務課**】

⑧学校施設トイレの洋式化

学校施設のトイレの環境整備のため、和式トイレを洋式トイレへ改修する必要がある。

【住宅・都市 **教育総務課**】

2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①物資備蓄の推進

○公的物資については、岡山県災害時相互応援連絡協議会の「緊急物資等の備蓄・調達（南海トラフ地震想定）について」に基づく必要量を確保していく必要がある。また、物資備蓄の保管場所が不足している。物資備蓄を集約して保管できる拠点を整備する。また、保管方法を検討し合理的な備蓄を行う。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課**】

②生活必需品の個人備蓄等の促進

○個人備蓄や自主防災組織等による備蓄が進むよう様々な機会を通じて普及啓発を行う必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課**】

<p>③支援物資物流体制の推進</p> <p>○食料や生活必需品、医薬品等の調達に関する協定を市内事業者と締結しているが、物資の受け入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、引き続き訓練の実施などにより実効性を高めていく必要がある。</p> <p>【官民連携 くらし安全課】</p>
<p>④燃料供給体制の整備</p> <p>○岡山県石油商業組合赤磐支部と協定を締結しているところであり、円滑に燃料供給を行うため、引き続き訓練の実施などにより実効性を高めていく必要がある。</p> <p>【官民連携 くらし安全課】</p>
<p>⑤電源車派遣に関する事前協議</p> <p>○大規模災害時に、広範囲、長期間にわたり停電が発生した場合を想定し、医療機関や社会福祉施設等への電源車派遣の要請が円滑に行われるよう、電力会社と事前に要請方法等を協議しておく必要がある。</p> <p>【住宅・都市 くらし安全課】</p>
<p>⑥緊急用LPガス調達に係る連携の強化</p> <p>○県LPガス協会赤磐支部との間で、災害発生時における緊急用LPガスの調達に関する協定を締結しており、訓練等を通じて関係者の適切な対応や連携を図る必要がある。</p> <p>【官民連携 くらし安全課】</p>
<p>⑦道の駅の防災機能、防災体制の強化</p> <p>○今後整備予定の道の駅において、地震等の災害時に、被災者・帰宅困難者の一時避難場所や広域的な防災拠点等として活用するため、必要な機能を備え、防災機能や防災体制の強化に取り組む必要がある。</p> <p>【交通・物流 建設課、くらし安全課】</p>
<p>⑧道路啓開体制の確保</p> <p>【再掲 2-2③ P38】</p>
<p>⑨緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化</p> <p>○被災による経済活動の停滞を防止するため、緊急輸送道路及び代替路の指定を検討する必要がある。</p> <p>【交通・物流 建設課】</p>
<p>⑩農道整備及び農道橋等の保全対策の推進</p> <p>○現状では、広域農道の橋梁やトンネルに異常は発見されていないが、引き続き定期点検を実施する必要がある。</p> <p>【農林 建設課】</p>
<p>⑪電線共同溝の整備推進</p> <p>○市幹線道路における電線共同溝（無電柱化）の整備については、検討する必要がある。</p> <p>【交通・物流 建設課】</p>

⑫水道施設の計画的耐震化の促進

○災害時の給水機能を確保するため、水道施設や、管路の耐震化を計画的に進める必要がある。【住宅・都市 **上下水道課**】

2-5

想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱する事態

①帰宅困難対策の推進

○徒歩帰宅者に水、トイレ、道路情報等の提供を行う支援拠点の拡大を図る必要がある。【官民連携 **くらし安全課**】

②事業所に対する従業員の一齐帰宅抑制等の周知・協力要請

○各事業所において、従業員や顧客の「むやみな移動開始」を抑制し、まず、交通機関の運行状況の確認や家族間での安否確認を優先させるよう、事業所への周知、協力要請を行う必要がある。【リスクコミュニケーション **くらし安全課、商工観光課**】

③道の駅の防災機能、防災体制の強化

【再掲 2-4⑦ P40】

④学校園での被災時対策

○各学校での教職員の異動等を考慮し、定期的な児童・生徒の引き渡し訓練を実施する必要がある。【リスクコミュニケーション **学校教育課**】

⑤公共交通機関の対災害性向上

○地震などにより、地域交通ネットワークが分断され、緊急時の移動等に支障が出るおそれがあるため、事業者等と協議し、連携体制の確保に努める必要がある。【交通・物流 **政策推進課**】

2-6

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

①市道や農林道等の管理者と連携した交通難所の解消

○中山間地域の交通難所について、地域の実情を踏まえて緊急性の高い箇所を選定及び整備計画の検討が必要である。【交通・物流 **建設課**】

②地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備

○地域交通ネットワークを構成する国道、県道の管理者と連携して、緊急輸送道路及び代替路の指定を検討する必要がある。【交通・物流 **建設課**】

③砂防関係施設の長寿命化の推進
○砂防関係施設の点検・診断、老朽化対策を関係機関に要望していく必要がある。 【老朽化対策 建設課 】
④治山施設の調査・点検、老朽化対策の推進
【再掲 1-4⑧ P37】
⑤林道橋等の点検整備
○個別施設計画を基に必要な修繕等を実施する必要がある。【農林 建設課 】
⑥道路啓開体制の確保
【再掲 2-2③ P38】
⑦農道整備及び農道橋等の保全対策の推進
【再掲 2-4⑩ P40】
⑧県防災・岡山市消防ヘリコプターの活用
○県防災ヘリ・岡山市消防局ヘリコプターとの連携については、各種訓練や研修会が行われている。引き続き訓練を積極的に行い連携を強化しておく必要がある。 【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 警防課 】
⑨孤立可能性のある集落等での通信確保
○停電時や携帯電話が使えないときの通信環境整備を行うため、令和2年度にMCA無線機を導入しており、維持管理、機器更新をしていく必要がある。 【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 くらし安全課 】

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
①予防接種の推進
【再掲 2-3② P38】
②避難所における感染症対策の推進
【再掲 2-3③ P38】
③医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等
【再掲 2-2② P38】
④下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進
○下水道供用開始から各処理区とも年月が経過しており、機械・電気設備が対応年数を迎え老朽化が進んでいるため、ストックマネジメント計画に基づく修繕・改築や、計画の見直しを実施する。また、桜が丘東処理区においては、広域化・共同化の検討を進める必要がある。 【老朽化対策 上下水道課 】

目標
3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①市庁舎の計画的な耐震対策の推進等

○耐震性が不足しているため、南海トラフ巨大地震で想定される震度6弱に対し、倒壊・崩壊する可能性が高い。本庁舎等については耐震化工事を完了したが、支所等の建物本体や設備の老朽化が著しいため、建物を継続して使用していくためには、耐震化と併せて屋根・外壁・建築設備の更新が必要である。【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **管財課**】

② ホームページの情報提供機能維持

○被災状況に応じて、アクセス集中回避のための緊急用ページへの切替及び委託業者による代替更新が可能である。データはデータセンターにおいてセキュリティが確保され、ネットワーク障害や大規模災害を想定した基準を満たす設備で管理されており、引き続き機能維持、改善を図る必要がある。【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **秘書広報課**】

③ BCPの継続的な見直し

○策定済の赤磐市業務継続計画（BCP）について、PDCA サイクルにより継続的な見直しを図る必要がある。【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課**】

④ 災害対応業務を遂行できる職員の育成

○被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する必要がある。【人材育成 **くらし安全課**】

⑤地区防災計画の作成促進

【再掲 1-2⑥ P34】

⑥自主防災組織の組織化と活動活性化の促進

【再掲 1-4④ P36】

⑦防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進

○既設の防災行政無線機器については、老朽化が課題となっていたが、機器の更新及び機能強化を実施し、設備の安定的な運用が可能となっている。一方で、高機能消防指令センターシステムとの連携については未実施であり、また、高機能消防指令センターシステムと連携させ、災害対応を行う消防団員の早急な招集並びに市民に対する的確かつ迅速な災害情報の提供体制の更なる強化が引き続き課題となっている。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課、通信指令室**】

⑧市の重要システムの業務継続体制の推進

○他市の事例調査や国のガイドラインに基づき、市の重要システムにおける災害時の対応能力向上等を図る必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **総務課**】

目標 4

経済活動を機能不全に陥らせない

4-1

サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営 執行力低下による国際競争力の低下

①中小企業における BCP 策定の促進

○災害後の早期復旧、事業継続に向けた中小企業の事業継続計画（BCP）普及が必要である。

【産業 **くらし安全課、商工観光課**】

②緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

【再掲 2-4⑨ P40】

4-2

高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模 拡散・流出

①有害物質・環境モニタリング体制の確保

○大気、水質に係る環境汚染の実態を把握するため、毎年度、定期測定を実施している。災害時の測定を実施する体制づくりが必要である。【環境 **環境課**】

4-3

金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な 影響

①災害時の市債務支払業務体制の確保

○財務会計システムのデータについては、外部のデータセンターで管理しており、一定の災害における対策は行っているが、電源については非常用電源を整備していない。支払処理は手作業で行えるが、入金処理は行えないため、電源復旧後ではないと業務が継続できない状況である。災害発生に備え、業務継続のための環境整備を図る必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **総務課、財政課、会計課**】

4-4

食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

① 支援物資物流体制の推進

【再掲 2-4③ P40】

② 緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化

【再掲 2-4⑨ P40】

③ 農道整備及び農道橋等の保全対策の推進

【再掲 2-4⑩ P40】

④ 農業生産基盤の計画的整備の推進

○ 荒廃農地再生・利用促進事業等を活用しつつ、荒廃農地の発生を抑制し、営農基盤の強化を図る必要がある。【農林 **農林課**】

⑤ 食料生産体制の強化

○ 高齢化・後継者不足による担い手不足など農業従事者の減少が続いているため、安心・安全な農産物を供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要である。【農林 **農林課**】

4-5

農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

① 農・工業用水利施設の保全

○ 頭首工、揚排水機場、用水路。また工業用水道の適正な整備、保全を実施する。また、土地改良区への継続的な支援を行いながら、被災時にも早期復旧を実施する体制の維持と強化を図る。【産業 **建設課 上下水道課**】

② 水道施設の計画的耐震化の促進

【再掲 2-4⑫ P41】

4-6

農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下

① 農地の利用促進

○ 農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加の傾向であるが、更なる流動効率化を図る必要がある。【農林 **農林課**】

② 農業生産基盤の計画的整備の推進

【再掲 4-4④ P45】

③計画的な間伐の推進

○材価の低迷、森林所有者の高齢化や施業意欲の低下による森林の荒廃の進行や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。

【農林 **農林課**】

④治山施設の調査・点検、老朽化対策の推進

【再掲 1-4⑧ P37】

⑤鳥獣被害防止対策の推進

○鳥獣による農作物被害の拡大により、農家の離農が進むことで中山間地域を中心に荒廃農地が増加傾向にあるため、積極的な捕獲活動の実施により荒廃農地の発生を抑制することが必要である。【農林 **農林課**】

目標 5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

①防災用電源の安定的確保

○現在の非常用発電機及びUPS*装置では、停電時に一部の住民情報系端末やサーバー室しか電源確保ができないため、通信設備の機能を維持する非常用発電設備と燃料の供給改善を図る必要がある。【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **管財課**】

②防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進

【再掲 3-1⑦ P43】

③通信関連施設の耐災害性向上

○災害時の長時間の停電に備え、消防の情報通信施設の電源確保に努める必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **通信指令室**】

④情報通信システムの強化

○岡山情報ハイウェイは、県・市町村の行政ネットワークだけでなく、インターネット通信なども行う重要な通信経路であることから、今後も機能維持のための計画的な設備更新を実施する必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **総務課**】

⑤災害時における公衆無線LAN環境の確保

○市内8か所に公衆無線LAN環境を整備済みである。なお、そのうち中央公民館、山陽公民館、山陽ふれあい公園、桜が丘出張所、熊山英国庭園の5か所については避難場所に指定されている。災害時の公衆無線LAN環境を確保するため、設置個所の検討が必要である。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **総務課、教育総務課、社会教育課**】

⑥住民への情報伝達手段の多様化

○令和2年3月からFM放送を用いた防災情報の割込放送を運用しており、防災情報の伝達体制の強化を図っている。加えて、令和8年度からは防災行政無線と連携した防災アプリを運用することで、災害情報のより細かな伝達を可能とし、住民への情報伝達手段の多重化を推進していく必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課**】

⑦わかりやすいダム放流情報の提供

○ダム放流情報について、住民にわかりやすく情報提供する必要がある。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **くらし安全課**】

⑧ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進

○気象警報、避難勧告等の情報の意味や、ハザードマップの見方など、命を守るために重要な防災知識の普及を図るとともに、浸水想定区域での自主防災活動を活性化し、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。

○土砂災害、洪水に係るハザードマップを浸水想定区域の変更などに伴い、随時最新のものに見直す必要がある。また、内水に係るハザードマップは未整備のため、作成し住民に周知する必要がある。

【リスクコミュニケーション **くらし安全課**】

⑨幼少期からの防災教育の推進

○年3回行っている避難訓練の中で、火災、地震、不審者対応の訓練を行っているが、先進的・実践的な防災教育を年間指導計画に位置付けるための時数確保、内容の検討が必要である。

【行政機能／消防等／防災教育等／情報通信 **学校教育課**】

⑩避難行動要支援者名簿の活用

【再掲 1-3⑦ P35】

⑪福祉避難所の指定拡大の促進

【再掲 2-3① P38】

⑫地区防災計画の作成促進

【再掲 1-2⑥ P34】

⑬外国人被災者への支援

- ホームページは多言語に対応しているが、パンフレット等多言語に対応する必要がある。また、通訳・翻訳できるボランティアを増やす必要がある。
- 高機能消防指令センターシステムを更新し、119入電時においても多言語で対応するシステムを導入し、外国人被災者への支援の充実を図る必要がある。

【人材育成 **くらし安全課、通信指令室**】

※UPS（無停電電源装置）：停電などによって電力が断たれた場合にも、電力を供給し続ける電源装置

5-2

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

① 電源車派遣に関する事前協議

【再掲 2-4⑤ P40】

②自立・分散型エネルギーの導入促進

- 赤磐市複合型介護福祉施設（あかいわハートフル太陽）に非常用発電機は設置済みであるが、熊山診療所、佐伯北診療所、是里診療所に非常用電源はないため、停電時に医療機器が使用できない。各診療所への非常用電源の整備を検討する必要がある。
- 地域外からの電力供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める必要がある。また、蓄電池の整備も進める必要がある。

【住宅・都市 **健康増進課、くらし安全課**】

③道路啓開体制の確保

【再掲 2-2③ P38】

5-3

都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

① 緊急用LP ガス調達に係る連携の強化

【再掲 2-4⑥ P40】

②道路啓開体制の確保

【再掲 2-2③ P38】

5-4

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

①水道施設の計画的耐震化の促進

【再掲 2-4⑫ P41】

②水道施設被災時の広域支援体制整備等	
○管内で飲料水の供給ができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱に基づき、近隣市町村等及び岡山県広域水道企業団に支援要請を行うが、さらなる支援体制の確立に努める必要がある。【住宅・都市 上下水道課 】	
③下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進	
【再掲 2-7④ P42】	
④下水道 BCP の定期的な見直し	
○下水道施設は市民生活にとって重要なインフラの 1 つであり、災害時にもその機能を維持または早期復旧することが不可欠であることから、下水道事業業務継続計画を策定している。今後は、定期的な訓練の実施及び浸水被害を想定した計画の見直しが必要である。【住宅・都市 上下水道課 】	
⑤合併処理浄化槽の設置促進	
○災害に強い合併浄化槽の設置を促進するため、国の交付金及び岡山県の補助金を活用した補助金交付を継続する必要がある。【環境 上下水道課 】	
⑥農業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の促進	
○災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、策定した個別施設計画（最適整備構想）に基づき、適切な施設の修繕及び更新を計画的に進める。【老朽化対策 上下水道課 】	

5-5	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響
①緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化	
【再掲 2-4⑨ P40】	
②橋梁の耐震化推進	
【再掲 1-1⑦ P33】	
③道路法面等の落石・崩土防止	
○道路機能維持のため、道路法面等の落石・崩土防止、トンネルの防災対策、電柱倒壊防止策としての電線共同溝の整備等の整備箇所及び整備計画の検討が必要である。【交通・物流 建設課 】	
④公共交通機関の対災害性向上	
【再掲 2-5⑤ P41】	

⑤地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備
【再掲 2-6② P41】
⑥農道整備及び農道橋等の保全対策の推進
【再掲 2-4⑩ P40】
⑦林道橋等の点検整備
【再掲 2-6⑤ P42】
⑧道路啓開体制の確保
【再掲 2-2③ P38】
⑨緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進
○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については国庫補助事業を活用し、耐震診断が行えるよう計画を策定しているが、事業実施までは進まない状況にある。地震の発生において沿線、沿道の建築物等の倒壊により、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難及び救助活動が困難となるおそれがあることから、更なる耐震化を促進する必要がある。 【住宅・都市 建設課 】

目標 6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
-----------------	--

6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
①支援協定締結団体との連携強化	
○赤磐市建設業協会と赤磐管工事組合と協定を締結して、災害応急対策に関する協定に基づき被災者の救出支援や応急復旧等に必要な人員の確保に努めており、今後、協定の実効性が高まるよう、引き続き関係者との連携を強化する必要がある。【官民連携 くらし安全課 】	

6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
①災害ボランティアの活動支援	
○災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動が必要となる。 【官民連携 くらし安全課 】	

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①赤磐市災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

○令和2年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。発災時に生じる災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を進める必要がある。そのため、発災時には、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき体制整備を行う必要がある。【環境 環境課】

②廃棄物処理施設の基幹的設備改良の実施

○平成26年4月に稼働開始した一般廃棄物処理施設の老朽化が進行している。発災時に業務を維持するため、再生可能エネルギー設備等の導入や平時の脱炭素化を行う必要がある。また、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、循環型社会形成推進地域計画に基づいた一般廃棄物処理施設の基幹的施設の改良を実施する必要がある。【環境 環境課】

③一般廃棄物最終処分場の整備

○現在、市では一般廃棄物最終処分場を有していない。発災時に生じる災害廃棄物を、迅速かつ円滑に処理・処分するため、処分方法の複数チャンネル化を図るとともに、最適な処分体制を構築するため、最終処分場の整備について方針を検討する。
【環境 環境課】

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①被災者の住まいの確保に向けた体制整備

○大規模災害発生時には多くの応急仮設住宅の建設が必要とされるが、その建設候補地をあらかじめ選定しておく必要がある。
【住宅・都市 建設課、くらし安全課】

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①文化財施設の適切な維持管理

（文化財の防災施設の整備）

○文化財施設を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた計画的な防災・老朽化対策、維持管理を適切に実施する必要がある。また、文化財関係者の防災意識の醸成を図る必要がある。

（文化財等救済活動の連携）

○災害時に文化財の滅失・被害を最小限にとどめるための文化財等の現状把握をはじめ、関係機関・団体との連携を深め、スムーズな文化財レスキュー活動ができる体制を整備する必要がある。【老朽化対策 社会教育課】

6-6

風評被害等による市内経済への甚大な影響

① 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化

○災害発生時の地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により迅速かつ的確に発信する必要がある。【老朽化対策 **くらし安全課、秘書広報課**】

第5章

施策の推進方針

1. 施策分野ごとの推進方針

脆弱性の評価結果に基づき、基本目標の達成に向けて、ハード・ソフト両面から市域の強靱化を図るために必要となる施策について、以下の観点も踏まえ、施策分野別の推進方針を定めた。

- ① 脆弱性評価結果の改善策として、「赤磐市総合計画」や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画を踏まえ、整合性に配慮。
- ② 基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を参考とした施策の具体化。

※ 【 】内は、対応するリスクシナリオの番号及び主な担当課を示す。

1

行政機能／消防等／防災教育等／情報通信

①災害用装備・消防資機材等の整備、緊急消防援助隊の受援計画の充実

- 赤磐市消防本部受援計画については、実効性を高めることを目的に課題・改善点を抽出し改訂を進めていく。
- 災害発生に備え、他の自治体と相互応援を行う協定締結を促進・拡充するとともに、応援・受援体制の整備・強化を図る。
- 自主防災組織活動支援事業補助金等を活用し、自主防災組織の立ち上げ及び活動充実を支援する。
- 消防車両の維持及び管理に努める。
- 施策を効率的に進めるために、ドローンの活用等、デジタル化を推進する。

【1-1、1-2、1-4、2-1 **くらし安全課、警防課**】

②消防団の充実強化

- 高機能消防指令センターシステムを更新し、各種災害対応する消防団員に適正な指令及び災害情報の共有を図る。
- 消防団員の安全装備品、消防用機械器具整備の充実強化を図り、団員数の減少を抑え、持続可能な消防団組織を構築する。

【1-2、2-1 **消防総務課、通信指令室**】

③初期消火体制の充実

- 特定防火対象物（大規模施設）を対象に、計画的に立入検査を実施し消防用設備等の適正な設置及び維持管理を指導する。
- 特定防火対象物の消防用設備等の情報を、高機能消防指令センターシステムで一元管理し、必要な情報を、車両情報端末にて迅速・確実に共有し被害の軽減を図る。
- 実施できる範囲で消防水利が不足している地域及び地区の要望に対して消火栓の設置を行う。また貯水槽の補修を行い改善に努める。（地区の経費負担も必要なため相談のうえ実施）【1-2 **予防課 警防課、通信指令室**】

④水防体制の充実・強化

- 地域の防災リーダーである防災士の育成を進め、自主防災組織の結成を促す。そして、自主防災組織の活動が活発になるよう助言を行い、防災訓練等で必要な資機材の購入について補助を行う。また、自主防災マップづくり等による自主防災力の充実強化を図り、災害時には自助・共助による迅速な避難行動等の災害応急対応が行える、防災意識の高い地域の形成を目指す。【1-3 **くらし安全課**】

⑤市庁舎の浸水対策強化

- 庁舎1階の防災無線室を2階に移設し、止水板の設置を行った。【1-3 **管財課**】

⑥防災意識の普及啓発

- 防災講話の実施や広報紙、ホームページ、ラジオ等を通じ、またパンフレット等を作成、配布し防災意識の高揚を図る。【1-4 **くらし安全課**】

⑦タイムラインの考え方を取り入れた防災業務の推進

- 災害発生が予測される台風接近時等において、各防災関係機関が連携し、迅速で的確な対応が行えるよう、いつ、だれが、どのように、何をするかあらかじめ明確にしておくタイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災業務を推進するとともに、被災状況等について、関係機関で情報共有を行う。【1-4 **くらし安全課**】

⑧物資備蓄の推進

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に必要な物資の追加など、公的備蓄計画の見直し。物資備蓄拠点の整備を行う。【2-4 **くらし安全課**】

⑨生活必需品の個人備蓄等の促進

- 生活必需品の個人備蓄や、災害時に孤立する可能性がある集落等での自主防災組織等による備蓄を促進する。【2-4 **くらし安全課**】

⑩県防災・岡山市消防ヘリコプターの活用

- 県防災ヘリ・岡山市消防局ヘリコプターとの連携訓練を継続的に実施する。【2-6 **警防課**】

⑪孤立可能性のある集落等での通信確保

○OMCA無線機*が停電時や携帯電話が使えないときでも使用できるよう維持管理していく。
【2-6 **くらし安全課**】

⑫消防関係庁舎の耐震化促進

○消防関係庁舎の維持管理について、客観的に判断し、補修・修繕が必要と判断された箇所は実施していく。
○消防本部庁舎にあっては保守委託業者と連携し消防機能の維持に努める。出張所庁舎にあっては継続的な保守点検を行うとともに、燃料供給に関する協定の実効性を高める。
【2-1 **消防総務課**】

⑬市庁舎の計画的な耐震対策の推進等

○災害時の防災拠点としての機能を確保するため、強度型の耐震補強工事を実施する。
【3-1 **管財課**】

⑭ホームページの情報提供機能維持

○災害時の情報発信に活用できる機能及び設備の維持、改善を図る。
【3-1 **秘書広報課**】

⑮BCPの継続的な見直し

○社会情勢やPDCAサイクルによる市の取り組みを反映した赤磐市業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを図る。
【3-1 **くらし安全課**】

⑯防災行政無線の老朽化対策と再整備の推進

○防災行政無線の老朽化対策として新操作卓設備機器更新を行う。また、高機能消防指令センターシステムと連携させ、災害対応を行う消防団員の早急な招集並びに、赤磐市民に対して的確な災害情報の提供を行う。
【3-1、5-1 **くらし安全課、通信指令室**】

⑰市の重要システムの業務継続体制の推進

○ICT-BCPについて研究を行い、他市の事例や国のガイドラインに沿って策定を検討する。
【3-1 **総務課**】

⑱防災用電源の安定的確保

○災害対策本部・支部が設置される会議室への非常用電源確保など、最低限必要となる供給先を見直すとともに、自家発電設備への燃料供給の改善に取り組む。
【5-1 **管財課**】

⑱通信関連施設の耐災害性向上

- 消防本部、倉懸山中継所及び戸津野中継所の直流電源装置での4時間以上の設備運用及び発電機を使用することによる、72時間以上設備運用が継続できるよう老朽化に注視しながら現状維持を図る。
- 通信指令機器の適時更新を行い、安定した消防通信を行うことで、消防力の充実を図る。
- 高機能消防指令センターの老朽化及び機能限界の解消のため、機器類等を更新し指令台の運用性と操作性の向上を図る。【5-1 **通信指令室**】

⑳情報通信システムの強化

- 継続的な機能維持のために計画的な設備更新を実施する。【5-1 **総務課**】

㉑災害時における公衆無線LAN環境の確保

- 公衆無線LAN環境を確保するため、設置個所の増設について検討する。
【5-1 **総務課、教育総務課、社会教育課**】

㉒住民への情報伝達手段の多様化

- 災害時の住民への防災情報の伝達体制の強化を図る。また、一般向け自動起動ラジオ（緊急告知ラジオ）が普及するように配備（貸与）事業を引き続き行う。
- ハザードマップを見直し及び作成し住民に周知し、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動をとるよう促す。
- 住民の安全を確保するための効果的な災害広報の実施や、SNS、防災アプリなど情報伝達手段の多様化を推進する。【5-1 **くらし安全課**】

㉓わかりやすいダム放流情報の提供

- ダム放流情報について、住民にわかりやすい情報提供に努める。【5-1 **くらし安全課**】

㉔幼少期からの防災教育の推進

- 先進的・実践的な防災教育を年間指導計画に位置付けるための時数確保、先進的な防災教育実践校の情報収集に取り組む。【5-1 **学校教育課**】

㉕災害時の市債務支払業務体制の確保

- 災害により市財務会計システムが停止した場合の債務の支払い業務については、外部データセンターのデータを利用し、非常用電源により業務が継続できるよう、既存設備による電源の確保や新たな非常用電源の整備、さらにシステムの安全性の確保に向けて、環境の整備を図る。
- 万が一の災害の発生に備え、指定金融機関、財務会計システム保守業者、市担当部署と連携して、支払業務の実効性を確保する。
【4-3 **総務課、財政課、会計課**】

※MCA 無線機：800MHz帯の電話を利用したデジタル業務用移動無線

2

住宅・都市

①住宅・建築物の耐震化促進

○各種支援制度の継続を図る。また、市の上乗せも検討していく。【1-1 **建設課**】

②市立学校施設の耐震化促進

○災害時に重要な機能を果たす市有学校施設の非構造部材の耐震化に取り組む。
【1-1 **教育総務課**】

③大規模商業施設等の防火対策の促進

○特定防火対象物の防火管理者選任、及び消防計画に防災事項を組み込んだ内容で見直しを図る。【1-2 **予防課**】

④電源車派遣に関する事前協議

○電源車を派遣する重要施設リスト化や、派遣にあたっての要請方法等について電力会社との事前協議を行う。【2-4、5-2 **くらし安全課**】

⑤水道施設の計画的耐震化の促進

○引き続き、人口減少を踏まえた経営や資産管理を進め、水道施設の強靱化を推進する。
【2-4、4-5、5-4 **上下水道課**】

⑥体育館の空調設備の整備

○学校施設体育館の空調設備を改修する。【2-3 **教育総務課**】

⑦応急仮設住宅等の供給

○被災後の生活を立て直すためにも、避難所から出て、仮設住宅等へ移る必要がある。そのため、仮設住宅用地の確保や仮設住宅の建設など、復興に向けた速やかな対応が可能な体制整備を図る。【2-3 **建設課、くらし安全課**】

⑧自立・分散型エネルギーの導入促進

○熊山診療所、佐伯北診療所、是里診療所は、非常用発電機の設置を総合的に検討していく。
○赤磐市複合型介護福祉施設（あかいわハートフル太陽）は、非常用発電機が有事の際に正常に作動するよう定期的に点検を実施する。
○地域外からの電力供給が停止した場合にも、地域の公共施設や家庭などにおいて独立したエネルギー源を確保できるよう、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を進める。また、蓄電池の整備を促進する。
【5-2 **社会福祉課、健康増進課、くらし安全課**】

⑨水道施設被災時の広域支援体制整備等

○民間事業者の支援体制を確立させる。

【5-4 **上下水道課**】

⑩下水道 BCP の定期的な見直し

○「地震時の業務継続計画」に基づく定期的な訓練の実施及び浸水被害を想定した計画の見直しを図る。【5-4 **上下水道課**】

⑪緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進

○木造住宅耐震診断支援事業等各種支援制度の継続を図る。【5-5 **建設課**】

⑫被災者の住まいの確保に向けた体制整備

○災害により住宅をなくした方に速やかに住居が供給できるよう、応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げなどの体制整備を図る。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自宅での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を維持する。

【6-4 **建設課、くらし安全課**】

3

保健医療・福祉

①不特定多数が集まる施設の耐震化促進

○市内の地域密着型サービスを提供する施設等は、安全・安心を確保するために新規指定の施設等についても、耐震化を進める。

○保育施設等の耐震化を進めるとともに、ブロック塀の安全点検や落下物防止策等の老朽化対策における見直しと各種支援施策の改修工事等を推進していく。

○その他民間建築物等においても耐震化を推進する。

【1-1 **くらし安全課、健康増進課、子育て支援課**】

②社会福祉施設等の耐震化、防火対策促進

○スプリンクラーを設置済みの社会福祉施設等は、消防用設備が正常に作動するよう定期的に放水試験等を実施する。

○市内の地域密着型サービスを提供する施設等は、安全・安心を確保するために新規指定の施設等についても、耐震化などの整備を進める。

【1-1 **健康増進課、社会福祉課、子育て支援課、介護保険課**】

③避難行動要支援者名簿の活用

○自主防災組織、福祉関係者等と連携し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難支援計画の整備を行う。

○各地区の支援者に対し正確で的確な情報提供を行い、確実な避難誘導が行えるように、消防本部所管の高機能消防指令センターシステムに、避難行動要支援者情報の整備を進める。

【1-3、5-1 くらし安全課、通信指令室】

④学校における防災教育、医療機関・社会福祉施設等の避難誘導體制の確保

○社会福祉施設等が避難確保計画等に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施を
するよう促進する。

○非常災害時の関係機関への通知・連絡体制など、具体的な避難マニュアルを作成し、従事者
に周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

【1-4 学校教育課、健康増進課、社会福祉課】

⑤医療機関のBCP策定促進

○医療機関の業務継続計画（BCP）策定を促進する。

【2-2 くらし安全課】

⑥医薬品等の迅速な確保・供給のための訓練実施等

○関係機関との情報共有、連携訓練を継続的に実施する。

【2-2、2-3、2-7 警防課】

⑦予防接種の推進

○インフルエンザ等の予防接種率の向上を図る。

【2-3、2-7 健康増進課】

⑧避難所における感染症対策の推進

○感染症予防の正しい知識の普及、消毒薬やマスク等の備蓄、更新を行い、市民に効果的な啓
発指導をするために、担当職員すべてが感染症予防の知識を習得しておく。

○避難所における感染症等を防ぐため、定期的な避難所運営訓練を行い、避難所開設・運営マ
ニュアル（感染症対策マニュアル補足）の見直しを図り、対応する。

○避難所における感染症拡大防止を図るため、間仕切り、ベッド、消毒液、マスク等感染予防
物資を備蓄し、状況に応じて見直す。また、マンホールトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ等
施設・設備の整備を進める。

【2-3、2-7 くらし安全課、健康増進課、上下水道課】

⑨福祉避難所の指定拡大の促進

○要配慮者の現況把握し、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。また介護保険施設等
を福祉避難所として指定を行う。

【2-3、5-1 くらし安全課】

⑩トイレや自家発電設備、備蓄倉庫整備、施設のバリアフリー化

○施設の耐震化、老朽化対策、バリアフリーへの対応、多目的トイレ、自家発電設備、備蓄倉庫の整備について、行財政改革で廃止を含め見直しの対象となっている施設も含め、総合的に判断し取り組む。

○停電対策等のために可搬式の発電機やバッテリーを整備する。また、機動的な発電機としても活用できる電気自動車の導入を促進する。

○補助金の活用等により、山陽ふれあい公園及び社会体育施設のトイレの洋式化を図る。

○学校施設のトイレの環境整備のため、和式トイレを洋式トイレへ改修する。

【2-3 **教育総務課、社会教育課、くらし安全課**】

4 産業

①中小企業におけるBCP策定の促進

○赤磐商工会が中小企業の事業継続計画（BCP）策定についての研修等を行っているが、協力し普及を図る。【4-1 **くらし安全課、商工観光課**】

②防災重点農業用ため池の安全対策の推進

○専門的な人材を有する県へ点検実施について働きかける。

○命を守る適切な行動がとれるよう、防災重点農業用ため池についてハザードマップの作成を行う。ため池のリスク管理のため水位計を設置する。未利用のため池の廃止を進める。

【1-3 **建設課**】

5 交通・物流

①橋梁の耐震化や電線共同溝整備の推進

（橋梁の耐震化）

○橋梁の耐震化について計画的に行うための計画策定を検討する。

【1-1、5-5 **建設課**】

（道路防災対策）

○電線共同溝の整備（無電柱化）に係る計画を検討する。

【2-4 **建設課**】

②道路啓開体制の確保

○災害時における迅速な救助・救急活動や、関係者によるライフラインの早期復旧等のために必要な道路啓開体制の確保のため、関係機関等と調整を図る。

【2-2、2-4、2-6、5-2、5-3、5-5 **建設課**】

③緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化
○緊急輸送道路や輸送・物流拠点へのアクセス道路の整備等、道路交通機能の強化のため、国道、県道の管理者に指定の要望を行っていく。 【2-4、4-1、4-4、5-5 建設課 】
④市道や農林道等の管理者と連携した交通難所の解消
○中山間地域の交通難所解消ため、関係部署との検討を図る。【2-6 建設課 】
⑤地域交通ネットワークを構成する道路管理者が連携した道路網の整備
○緊急輸送道路や代替路の指定を推進する。【2-6、5-5 建設課 】
⑥公共交通機関の対災害性向上
○被災した場合に早期復旧を図るべく、平素から事業者等と協議・連携体制の確保に努める。 【2-5、5-5 政策推進課 】
⑦道路法面等の落石・崩土防止
○緊急輸送道路の落石・崩土危険箇所解消対策を推進するため、関係部署との検討を図る。 【5-5 建設課 】

6	農林
①農業水利施設の排水機能の確保	
○排水機場の機能診断を行い、計画を策定し、維持補修等を計画的に行う。 ○老朽化した水路の整備を行う。 【1-3 建設課 】	
②農道整備及び農道橋等の保全対策の推進	
○橋梁やトンネルの点検を定期的に行い、施設の補修や補強を早期に行う。 【2-4、2-6、4-4、5-5 建設課 】	
③林道橋等の点検整備	
○林道橋等の調査・点検及び保全・整備の促進のため、個別施設計画に基づき修繕等を実施していく。 【2-6、5-5 建設課 】	
④農業生産基盤の計画的整備の推進	
○荒廃農地再生・利用促進事業等を活用しつつ、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効活用する。また強い農業担い手づくり総合支援事業等により、農業者への支援を実施し営農基盤強化を図る。 【4-4、4-6 農林課 】	

⑤農地の利用促進

○県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、地域計画を中心とし、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。

【4-6 **農林課**】

⑥計画的な間伐の推進

○将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の補助事業等を活用し、間伐などの森林整備を推進する。【4-6 **農林課**】

⑦鳥獣被害防止対策の推進

○アンケート調査等により被害が深刻な地域を絞り込み、専門家等の活用によって重点的な捕獲対策を実施する。【4-6 **農林課**】

⑧食料生産体制の強化

○新規就農者の受入体制の整備、技術習得研修の実施等により就農を積極的に支援するとともに、後継者の育成など労働力確保に向けた取り組みを実施する。また産地としての持続性を確保し、収益力の向上に取り組む。【4-4 **農林課**】

7 国土保全・土地利用

①大規模盛土造成地の計画的な調査実施

○第1次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地について、安全性の確認（第2次スクリーニング）を行い、危険性が認められた箇所に対し滑落防止対策計画・工事を実施する。【1-1 **建設課**】

②計画的な河川改修及び甚大な被害を受けた河川の集中的な治水対策の推進

○県等と協力し、洪水被害を未然に防ぐための計画的な河川改修を推進する。【1-3 **建設課**】

③災害に配慮した適切な土地利用の促進

○立地適正化計画及び届出制度の周知を推進する。【1-3、1-4 **建設課**】

④河川管理施設の耐震点検実施

○施設の耐震点検の実施に向けて関係機関との調整を図る。【1-3 **建設課**】

8

環境

①合併処理浄化槽の設置促進

○下水道区域以外の防災拠点となる公共施設や避難所においても、合併浄化槽への転換を進め災害対応力の向上を図る。【5-4 **上下水道課**】

②有害物質・環境モニタリング体制の確保

○今後も継続して大気、水質に係る定期測定を実施する。また、発災場所に応じて、緊急の測定を行う。【4-2 **環境課**】

③赤磐市災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

○災害発生時に生じる災害廃棄物を迅速に処理するため、体制整備を行うとともに災害廃棄物に係る研修や訓練等を継続的に実施する必要がある。【6-3 **環境課**】

④循環型社会形成推進地域計画

○災害発生時に生じる災害廃棄物について、可能な限り自区内で処理を行う必要があるため、災害に備えた施設の整備が必要である。
○赤磐市一般廃棄物処理基本計画に掲げる最終処分に係る整備方針に基づき、災害発生時に対応できる体制を構築するため、新たな最終処分場の整備について方針を検討する。
【6-3 **環境課**】

A

リスクコミュニケーション

①空家対策の推進

○実態調査により、市内の空家件数を調査する。老朽化した空家については、解体を促進していく。
【1-1 **建設課**】

②要配慮者利用施設の避難確保計画作成等の促進

○浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校、医療、福祉施設等の要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を促進する。【1-4 **くらし安全課**】

③自主防災組織の組織化と活動活性化の促進

○地域の防災リーダーである防災士の育成を進め、自主防災組織の結成を促し、活動が活発になるよう助言を行い、防災訓練等で必要な資機材の購入について補助を行う。また、自主防災マップづくり等による自主防災力の充実強化を図り、災害時には自助・共助による迅速な避難行動等の災害応急対応が行える、防災意識の高い地域の形成を目指す。
【1-4、2-1、3-1 **くらし安全課**】

④地区防災計画の作成促進
○県が実施する地区防災計画作成に向けたモデル事業実施のノウハウを共有し、市域での地区防災計画の作成促進を行う。【1-2、2-1、3-1、5-1 くらし安全課 】
⑤事業所に対する従業員の一齐帰宅抑制等の周知・協力要請
○事業所に対する従業員の一齐帰宅抑制等の周知・協力要請に取り組む。 【2-5 くらし安全課、商工観光課 】
⑥学校園での被災時対策
○児童のみならず引き渡し訓練を継続して実施する。【2-5 学校教育課 】
⑦ハザードマップ作成及び住民への適切な避難行動の促進
○ハザードマップ等による災害リスクの把握や避難場所の確認、避難勧告等発令時に適切な避難行動をとることなどの普及啓発に取り組む。【5-1 くらし安全課 】
⑧住宅等における火災予防対策の促進
○市民に対して住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の安全装置設置の有効性を広報活動を通じて設置を促す。【1-2 予防課 】

B	人材育成
①消防機関等の連携訓練の実施。消防職団員の教育機関への積極的な研修参加	
○災害対応力向上のため、他市町の消防機関等との連携訓練を実施する。消防職団員の県消防学校や外部教育機関への研修参加。救急救命士の養成、教育。 【2-1 警防課 】	
②災害対応業務を遂行できる職員の育成	
○被災者を支援するため、早期の支援が期待される避難所運営、住家被害認定調査等の災害対応業務について、円滑に遂行できる職員を育成する。【3-1 くらし安全課 】	
③自主防災組織の組織化と活動活性化の促進	
【再掲 A リスクコミュニケーション P63】	
④外国人被災者への支援	
○外国人に必要な情報提供を多言語で提供する。また、通訳・翻訳ができるボランティアの増加を図る。さらに、高機能消防指令センターシステムを更新し、119入電時においても多言語で対応するシステムを導入し、外国人被災者への支援の充実を図る。 【5-1 くらし安全課、通信指令室 】	

C

官民連携

①支援物資物流体制の推進

○支援物資の受入れ、被災地への配送などが円滑に行えるよう、訓練の実施などにより実効性の向上を図る。

【2-4、4-4 **くらし安全課**】

②燃料供給体制の整備

○円滑に燃料供給を行うため、訓練の実施などにより実効性の向上を図る。

【2-4 **くらし安全課**】

③緊急用LPガス調達に係る連携の強化

○県LPガス協会赤磐支部との協定に基づく、緊急用LPガスの調達の円滑化に向けた訓練実施と関係者の連携を強化する。【2-4、5-3 **くらし安全課**】

④帰宅困難対策の推進

○徒歩帰宅者に水、トイレ、道路情報等の提供を行う支援拠点の拡大を図る。

【2-5 **くらし安全課**】

⑤支援協定締結団体との連携強化

○赤磐市建設業協会と赤磐管工事組合と締結している災害応急対策に関する協定の実効性が高まるよう、関係者との連携を強化する。

【6-1 **くらし安全課**】

⑥災害ボランティアの活動支援

○平時から市社会福祉協議会等ボランティア支援組織と事前調整を行う。また、ボランティアの掘り起こしを行い、県災害救援専門ボランティアの登録などを促す。

【6-2 **くらし安全課**】

D

老朽化対策

①市管理施設の計画的な耐震対策の推進

○個別施設毎の長寿命化計画を策定し、点検・診断結果を基に維持管理・更新コストの削減や平準化を図りながら修繕・更新を実施する。計画のフォローアップを実施し、随時見直しを図る。

○維持管理や保全、長寿命化等の個別計画を策定している施設は、確実に計画を実践するとともに、全体 適の考えのもと必要に応じて見直しを行う。未設定の施設は、全体 適のもと、原則予防保全型の計画を策定し、点検、診断、維持、補修及び更新を行う。

【1-1 **教育総務課、管財課**】

②不特定多数が集まる公園施設の耐震化、老朽化対策の推進
○避難所指定されている社会体育施設の耐震化や老朽化状況についての調査等に取り組む。 【1-1 社会教育課 】
③砂防関係施設の長寿命化の推進
○施設の補修や新たな施設整備による機能強化を進めるため、関係機関へ要望していく。 【2-6 建設課 】
④治山施設の調査・点検、老朽化対策の推進
○専門的な人材を有する県へ事業実施について働きかけ、施設の補修や新たな施設整備による機能強化を検討する。【1-4、2-6、4-6 建設課 】
⑤下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進
○施設更新には多額の費用が必要であるため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策及び耐震化を進めていく。【2-7、5-4 上下水道課 】
⑥農業集落排水施設の計画的な長寿命化対策の促進
○災害発生時の汚水処理機能の確保を図る。【5-4 上下水道課 】
⑦基幹農業水利施設の計画的な老朽化対策の推進
○基幹農業水利施設の補修や更新を検討する。【1-3、1-4 建設課 】
⑧文化財施設の適切な維持管理
○文化財の日常的管理・点検や防災設備の整備を進める必要がある。さらに文化財防火デーを通して、文化財関係者の防火意識の高揚に努める。また、地域で文化財を守る意識を広く育てる。 ○未指定も含めた文化財等の所在を平時から記録保存を図り、滅失や散逸等を防止する。大規模災害が起こった場合、行政だけで対応できることは限られるため、岡山県文化財等救済ネットワークとの連携とともにスムーズな文化財レスキュー活動ができる体制を整備する。 【6-5 社会教育課 】

2. 施策の重点化

本計画では、基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、①影響度 ②重要度 ③緊急度の観点に加え、施策の進捗状況や平時の活用等から重点化すべき取組を選定した。また、重点化を図るリスクシナリオの選定において、重点化を図るリスクシナリオと関連が強いとされたリスクシナリオについても、その重要性に鑑み、取組の推進を図る。

重点化を図るリスクシナリオ及び重点化を図るリスクシナリオと関連が強いリスクシナリオを以下に示す。

※太字が重点化を図るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

第6章

施策の推進と進捗管理

1. 計画の推進

(1) ハード対策とソフト施策の適切な組合せ

ハード対策とソフト施策の適切な組合せによる各種事業の推進を図り、効果的かつ実効的な施策の推進に努める。

(2) 全員参加による計画の推進

赤磐市の強靱化の実現には、赤磐市の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間事業者、教育機関、住民等の一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」「共助」「公助」の役割分担のもとで、計画の推進を図る必要がある。

このため、様々な機会を通じて、地域計画の周知や防災意識の高揚等に取り組むことや、国、県の各種補助事業の活用や、民間資本の活用等により、効率的な施策の推進に努める。

2. 計画の進捗管理と見直し

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえ、施策・計画の立案（計画(Plan)）、施策の計画的な実施（実行(Do)）、施策の進捗管理・結果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Action)）によるPDCAサイクルで計画を着実に推進していくことが重要である。したがって、毎年度進捗状況を確認し、計画期間中であっても必要に応じて施策や指標の見直しを行う。

また、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行うものとする。



赤磐市国土強靱化地域計画

令和8年3月

赤磐市 総務部 くらし安全課

〒709-0898 岡山県赤磐市下市 344 番地

TEL 086-955-1111（代表） FAX 086-955-1353
